

第17章 環境影響評価準備書の記載事項の修正内容

17.1 準備書から補正前の評価書への修正

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第20条第1項の規定に基づく長野県知事意見を勘案するとともに、同法第18条第1項の意見に配慮して環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、補正前の評価書において行った修正等は、表17.1-1及び表17.1-2に示すとおりです。なお、表現の適正化及び誤字、脱字等の訂正については適宜行いました。

表 17.1-1 (1) 知事意見を踏まえた準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	補正前の評価書
P. 3-28 (2) 計画路線の構造	(記載なし)	<p>【12～19 行目】 動物の事故を防止するため、樹林地と連続するトンネル坑口部等には、侵入防止柵の設置を検討します。坑口部の落石や崩落がないように、事業実施段階において、詳細な地質調査を実施したうえで、詳細設計で崩落防止対策等の検討を行っていくこととしています。</p> <p>なお、詳細な設計の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行っていくこととします。</p>
P. 3-29 (3) 断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域	<p>【7～17 行目】 また、詳細な道路構造、施工方法等については、事業実施段階において、断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域に十分に配慮して検討します。断層帯については、「道路橋示方書・同解説」(平成29年11月 公益社団法人日本道路協会)、「道路土工構造物技術基準・同解説」(平成29年3月 公益社団法人日本道路協会)、「トンネル標準示方書」(平成28年9月 土木学会)等に基づき耐震性能を有する道路設計を行い、安全面に十分配慮します。土砂災害特別警戒区域については、トンネル構造と地すべり危険箇所等の位置関係から、地山及びトンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵抗力が低くなると判断される箇所は、トンネル掘削の補助工法等を検討します。また、施工管理の一貫として、計測管理等を行いながら工事を実施します。軟弱地盤地域については、今後、詳細な地質調査を行い、必要に応じて地盤沈下の発生に十分配慮した施工方法等を検討します。</p>	<p>【7～25 行目】 また、詳細な道路構造、施工方法等については、事業実施段階において、断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域について、最新の情報を収集整理し適切に把握した上で十分に配慮して検討します。断層帯については、「道路橋示方書・同解説」(平成29年11月 公益社団法人日本道路協会)、「道路土工構造物技術基準・同解説」(平成29年3月 公益社団法人日本道路協会)、「トンネル標準示方書」(平成28年9月 土木学会)等に基づき耐震性能を有する道路設計を行い、安全面に十分配慮します。具体的には、最新の文献や地形判読により、断層帯又はその可能性のある地形を抽出した上で、現地踏査、ボーリング調査、弾性波及び電気等の各種物理探査やボーリング孔を利用した検層等の詳細な地質調査により、工事に支障となる可能性がある断層帯をできる限り事前に把握し、その位置及び性状を検証します。トンネル構築における断層変位に関する対策及び配慮の方針については、過去に地震で被災したトンネル事例等の最新の知見も踏まえ、専門家等の意見及び指導を得ながら、適切にトンネル設計及び施工計画に反映します。土砂災害特別警戒区域については、トンネル構造と地すべり危険箇所等の位置関係から、地山及びトンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵抗力が低くなると判断される箇所は、トンネル掘削の補助工法等を検討します。また、施工管理の一環として、計測管理等を行いながら工事を実施します。軟弱地盤地域については、今後、詳細な地質調査を行い、必要に応じて地盤沈下の発生に十分配慮した施工方法等を検討します。</p>

表 17.1-1 (2) 知事意見を踏まえた準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	修正前の評価書
P. 3-29 (3)断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域	(記載なし)	【26～28行目】 さらに、事業実施段階において、詳細な地質調査結果を設計に反映し、安全面に十分配慮するとともに、地域の方々が災害に対して懸念されていることについて、説明を行っていくこととします。
P. 3-29 (4)地下水及び断層帯	(記載なし)	【1～13行目】 事業実施段階においては、道路設計に必要な地下水情報を得るために、専門家等の意見及び指導を得ながら、詳細な地質調査を実施し、断層帯の詳細な位置、帯水層区分、尾根部を通るトンネルと地下水位の関係、地下水流動系と断層破碎帯との関係、河川と地下水との連続性や流入の状況等の把握に努めます。地下水流動系と断層破碎帯との関係については、必要な箇所において、断層帯を挟んだ両側に地下水観測孔を設置した調査等を実施し、できる限り事前に断層帯周辺の地下水の分布状況の把握に努めます。それらの結果を踏まえて、3次元による浸透流解析等の数値解析を実施し、事業による影響をできる限り事前に把握し、道路設計及び施工計画に反映して工事を実施していきます。 また、文献等に記載されていない井戸や湧水等の個別の水利用の実態についても関係機関と連携しながら事前に把握し、必要な箇所については自記水位計による連続観測を実施し、工事着手前段階から適切なモニタリング計画を立案し、実施していきます。
P. 3-30 (1)工事全般	【1～7行目】 事業の実施に伴い発生する建設発生土については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号、改正：平成26年6月13日法律第69号)等に従い、できる限り盛土材等として本事業内での利用に努めるとともに、本事業で発生する建設発生土に関する情報提供あるいは建設発生土を必要とする他の公共事業等の情報収集に努めます。なお、建設発生土の事業外搬出に関して、搬出先で不適正な処分が行われないう、事業者において、利用・処分の流れを把握・管理し、適正な利用・処分を確認します。	【1～8行目】 事業の実施に伴い発生する建設発生土については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号、改正：平成26年6月13日法律第69号)等に従い、できる限り盛土材等として本事業内での利用に努めるとともに、本事業で発生する建設発生土に関する情報提供あるいは建設発生土を必要とする他の公共事業等の情報収集に努めます。なお、建設発生土の事業外搬出に関して、搬出先で不適正な処分が行われないう、事業者において、利用・処分の流れを把握・管理し、適正な利用・処分を確認します。建設発生土の具体的な利用・処分方法については、事業実施段階において他の公共事業等の状況を踏まえ検討します。
P. 3-31 (1)工事全般	(記載なし)	【37～38行目】 なお、詳細な施工計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行います。
P. 3-31 (2)工事施工ヤード、工事用道路の設置位置	【5～7行目】 なお、詳細な工事用車両の運行ルート、車両の出入り位置等については、今後、工事計画を検討するにあたり、市街地・集落及び学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設に対する生活環境への影響に配慮して決定します。	【5～9行目】 なお、詳細な工事用車両の運行ルート、車両の出入り位置等については、通勤・通学の時間帯を避けて通行することや工事用車両の出入り量を制限する等、市街地・集落及び学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設に対する生活環境や観光地へのアクセス、地域内の移動への影響に配慮するとともに、工事着手前に地域の方々へ説明等を行っていくこととします。

表 17.1-1 (3) 知事意見を踏まえた準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	修正前の評価書
P. 3-31~32 (5)トンネル工	<p>【1~9 行目】</p> <p>トンネル工事の実施に伴う地下水の低下が懸念される場合には、工事前、工事中における地下水等の状況確認、及びその結果を踏まえた施工方法を検討することで、環境負荷の回避・低減を図る計画としています。トンネル工事により発生する濁水は、現地条件を勘案し、濁水を河川等に流さない方法を検討します。また、トンネル工事については夜間作業が発生しますが、夜間工事照明については周辺への影響に配慮します。</p> <p>なお、トンネル工事において発破を実施する場合には、事業実施段階で適切な火薬量による発破工法の採用や、防音扉の設置等により環境保全措置を検討し、発破に伴う影響の低減に努めます。</p>	<p>【1~15 行目】</p> <p>トンネルの施工計画については、他事業の事例を参考にし、事業実施段階において、詳細なトンネル施工方法を検討していきます。</p> <p>トンネル工事の実施に伴う地下水の低下が懸念される場合には、工事前、工事中における地下水等の状況確認、及びその結果を踏まえた施工方法を検討することで、環境負荷の回避・低減を図る計画としています。トンネル工事により発生する濁水は、現地条件を勘案し、濁水を河川等に流さない方法を検討します。また、トンネル工事については夜間作業が発生しますが、夜間工事照明については周辺への影響に配慮します。地山の安定を図るため、補助工法として薬液注入工法を採用する場合には、人の健康被害の発生と地下水等の汚染を防止するために必要な工法の選定等について定めた「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号事務次官通知)に基づき適切な設計・施工を行っていきます。</p> <p>なお、トンネル工事において発破を実施する場合には、事業実施段階で適切な火薬量による発破工法の採用や、防音扉の設置、周辺環境へ配慮した工事工程とする等により環境保全措置を検討し、発破に伴う影響の回避又は低減に努めます。</p>
P. 3-32 (2)埋蔵文化財	(記載なし)	<p>【1~4 行目】</p> <p>埋蔵文化財包蔵地については、事業実施段階において、「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成30年6月8日法律第42号)に基づき、関係機関と協議の上、埋蔵文化財発掘調査を行い、記録・保存する等適切な措置を講じます。</p>
P. 3-32~33 (3)降雨時の災害への対応	(記載なし)	<p>【1~6 行目】</p> <p>降雨時の災害への対応については、事業実施段階において改めて実施する詳細な地質調査結果も含めて、道路詳細設計に反映していきます。また、大雨等の影響を受ける工事の施工にあたっては、事業者が関係機関と協議し、適切な施工時期に実施する等、工事による災害は起こさないよう検討するとともに、供用後の維持管理を適切に実施していきます。また、施工計画について工事着手前に地域の方々へ説明等を行っていくこととします。</p>
P. 3-33 (4)路面排水への対応	(記載なし)	<p>【1~2 行目】</p> <p>融雪剤(凍結防止剤)を含む路面排水の処理や放流先、排水路の対策については、事業実施段階で必要に応じ、関係機関と協議等を行い、適切に対処します。</p>
P. 11-6-25 図 11.6.2.5 (1) 地下水観測孔の水質調査(イオン)の調査結果	<p>【図の修正】</p> <p>(記載なし)</p>	<p>【図の修正】</p> <p>(単位: meq/L)</p> <p>凡例</p> <p>Na⁺ + K⁺ Cl⁻</p> <p>Ca²⁺ HCO₃⁻</p> <p>Mg²⁺ SO₄²⁻ + NO₃⁻</p> <p>地点名</p>

表 17.1-1 (4) 知事意見を踏まえた準備書の記載事項の修正内容

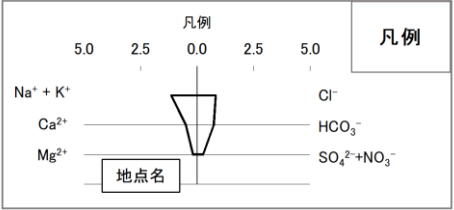
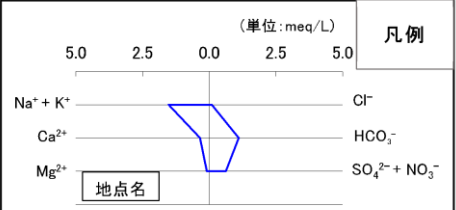
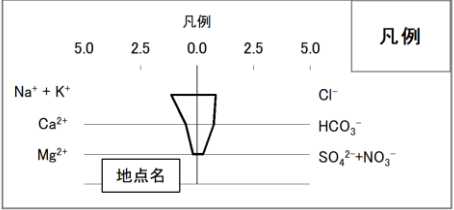
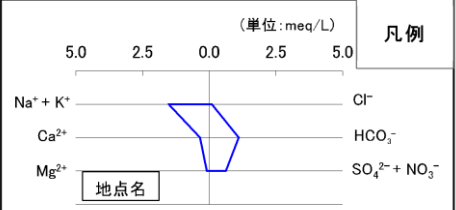
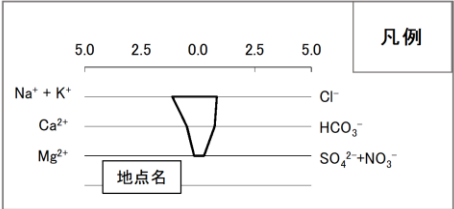
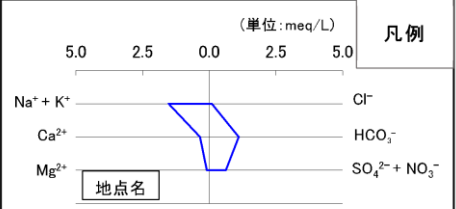
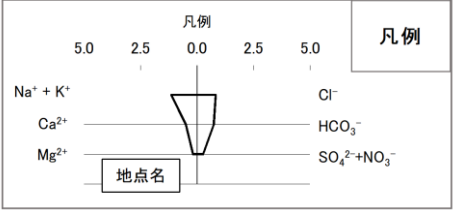
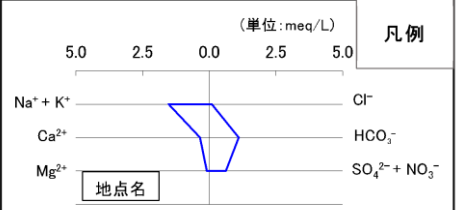
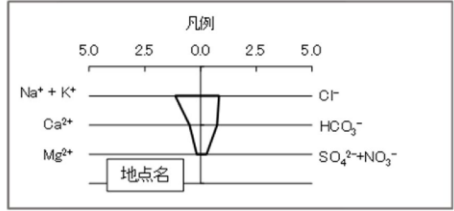
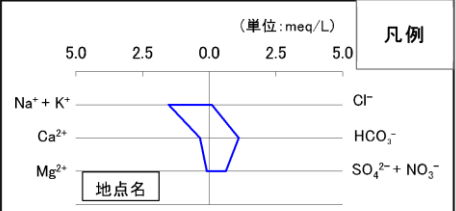
評価書の頁	準備書	補正前の評価書
P. 11-6-26 図 11.6.2.5 (2) 地下水観測孔の水質調査(イオン)の調査結果	【図の修正】 	【図の修正】 (単位: meq/L) 
P. 11-6-27 図 11.6.2.6 水道の水質調査(イオン)の調査結果	【図の修正】 	【図の修正】 (単位: meq/L) 
P. 11-6-29 図 11.6.2.8 酒蔵群の水質調査(イオン)の調査結果	【図の修正】 	【図の修正】 (単位: meq/L) 
P. 11-6-32 図 11.6.2.11 湧水の水質調査(イオン)の調査結果	【図の修正】 	【図の修正】 (単位: meq/L) 
P. 11-6-45 図 11.6.2.22 角間川の水質調査(イオン)の調査結果	【図の修正】 	【図の修正】 (単位: meq/L) 
P. 11-6-46 イ) 温泉源泉の温度の特徴	(記載なし)	【1~2行目】 実施区域付近の活断層、温泉、水温コンター図は図 11.6.2.23 に、諏訪市北浜温泉柱状図と温度検層結果は図 11.6.2.24 に示すとおりです。

表 17.1-1 (5) 知事意見を踏まえた準備書の記載事項の修正内容

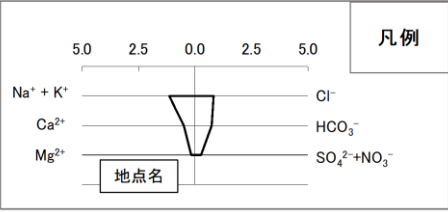
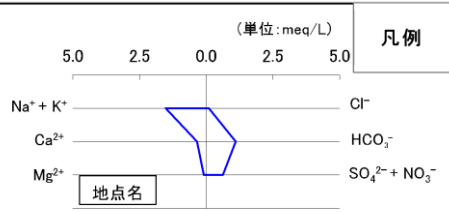
評価書の頁	準備書	補正前の評価書
<p>P.11-6-49 エ)既存資料調査における温泉水等の流動メカニズム</p>	<p>【1～12行目】 既存調査資料によれば、諏訪市美術館（深度100m）、諏訪市文化センター（深度100m）及び諏訪市役所（深度100m）の井戸の酸素水素同位体比は相対的に高いのに対し、諏訪湖、南部温泉、あやめ源泉そして角間川上流の清水橋水源の酸素水素同位体比は相対的に低く（図11.6.2.25）、諏訪美術館、諏訪市文化センター、諏訪市役所の水は比較的標高が低い降水に由来し、諏訪湖、南部温泉、あやめ源泉、清水橋水源は標高が高い降水に由来する水と示しています。また、地下水年代（どのくらい前に降った雨で形成された地下水か）についても、表流水の滞留時間は短く、深層水の滞留時間は表流水の滞留時間より長いとしています。 既存調査資料による諏訪地域の水循環を図11.6.2.26に示します。同図によれば、深い温泉源泉等は標高が高い降水に由来し、より深部を流下するため、その滞留時間も長く、浅い地下水は標高が低い降水に由来し、流動経路も浅く短いため、その滞留時間も短いとしています。</p>	<p>【1～13行目】 既存調査資料による諏訪地域の酸素・水素安定同位体比は、<u>図11.6.2.25に示すとおりです。</u>諏訪市美術館（深度100m）、諏訪市文化センター（深度100m）及び諏訪市役所（深度100m）の井戸の酸素・水素安定同位体比は相対的に高いのに対し、諏訪湖、南部温泉、あやめ源泉そして角間川上流の清水橋水源の酸素・水素安定同位体比は相対的に低く、諏訪美術館、諏訪市文化センター、諏訪市役所の水は比較的標高が低い降水に由来し、諏訪湖、南部温泉、あやめ源泉、清水橋水源は標高が高い降水に由来する水であることが示されています。また、地下水年代（どのくらい前に降った雨で形成された地下水か）についても、表流水の滞留時間は短く、深層水の滞留時間は表流水の滞留時間より長いとされています。 既存調査資料による諏訪地域の水循環は、<u>図11.6.2.26に示すとおりです。</u>同図によれば、深い温泉源泉等は標高が高い降水に由来し、より深部を流下するため、その滞留時間も長く、浅い地下水は標高が低い降水に由来し、流動経路も浅く短いため、その滞留時間も短いとされています。</p>
<p>P.11-6-51 図11.6.2.27 温泉源泉の水質調査（イオン）の調査結果</p>	<p>【図の修正】</p> 	<p>【図の修正】</p> 
<p>P.11-6-52 エ. 広域的な地下水流動について</p>	<p>【1～3行目】 既存資料調査及び現地調査結果より、実施区域及びその周辺の地下水は、「山地深層地下水」「山地地下水」「山裾地下水」の3つに区分されると考えられます。各地下水の特徴は表11.6.2.14に示すとおりです。</p>	<p>【1～13行目】 <u>図11.6.2.26に示すとおり、当該地の地下水は深いほど遠くの高標高の降水を起源にすると考えられています。</u> また、<u>図11.6.2.31及び図11.6.2.32に示すとおり、地下水観測孔の地下水と温泉源泉の地下水の水質は明らかに異なります。</u>さらに、<u>図11.6.2.31中の湧水10（地藏寺）と霧ヶ峰水源群の水質は、地下水観測孔の地下水と類似するものの、ナトリウムイオン成分（Na）が相対的に多いことに加え、図11.6.2.16に示すとおり、湧水10（地藏寺）に近接するW5とW6地下水観測孔の地下水位は、実施区域よりも深く、その他の地下水観測孔の地下水と比較して地中での滞留時間が長く深い地下水と考えられます。</u> 以上のことから、<u>実施区域及びその周辺の地下水は、「山地深層地下水」「山地地下水」「山裾地下水」の3つに区分されると考えられます。</u>各地下水の特徴は表11.6.2.14に、<u>広域地下水流動概念図は図11.6.2.28に示すとおりです。</u></p>

表 17.1-1 (6) 知事意見を踏まえた準備書の記載事項の修正内容

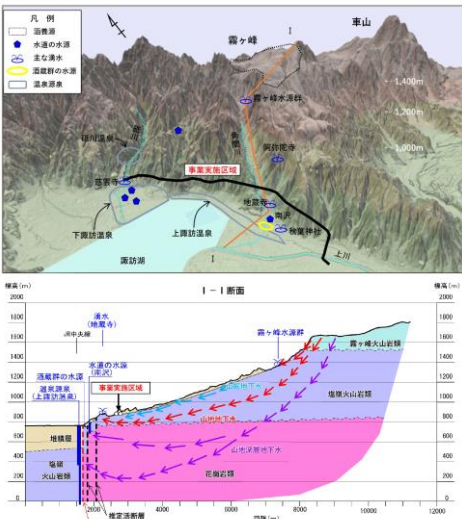
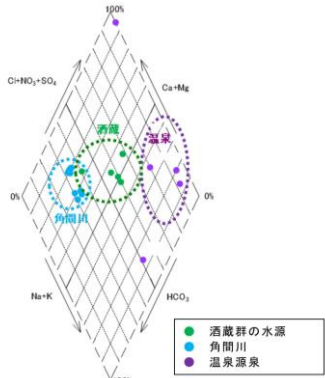
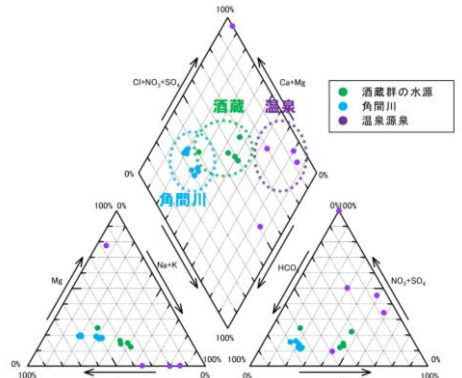
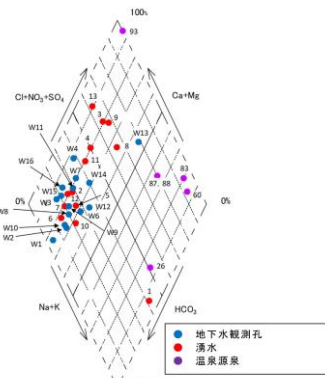
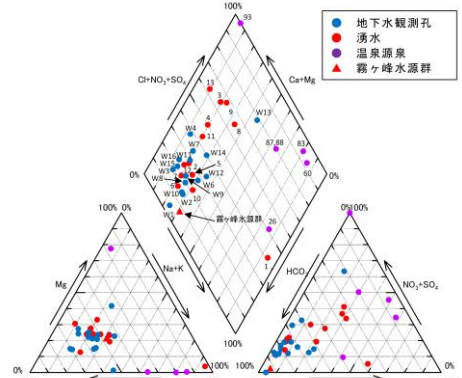
評価書の頁	準備書	補正前の評価書
<p>P. 11-6-53 図 11.6.2.28 広域地下水流動概念図（上段：鳥瞰図、下段：断面図）</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>【図の追加】</p>  <p>注：本概念図は既存資料調査及び現地調査により作成した現段階での想定図であり、今後の調査により変わる可能性がある。</p>
<p>P. 11-6-57 図 11.6.2.30 酒蔵群の水源地と角間川及び温泉源泉の水質の関係</p>	<p>【図の修正】</p> 	<p>【図の修正】</p> 
<p>P. 11-6-58 図 11.6.2.31 湧水と地下水観測孔の地下水及び温泉源泉の水質の関係</p>	<p>【図の修正】</p> 	<p>【図の修正】</p> 

表 17.1-1 (7) 知事意見を踏まえた準備書の記載事項の修正内容

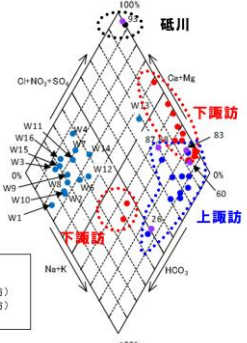
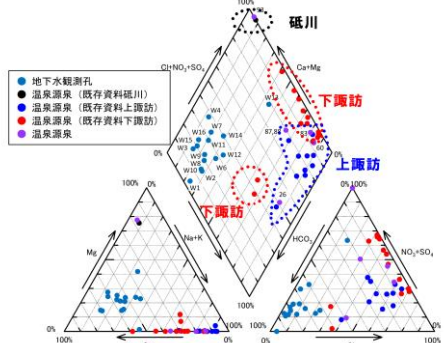
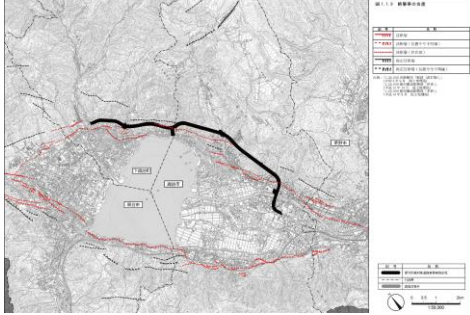
評価書の頁	準備書	補正前の評価書																
<p>P. 11-6-59 図 11.6.2.32 実施区域付近地下水及び温泉源泉の水質の関係</p>	<p>【図の修正】</p> 	<p>【図の修正】</p> 																
<p>P. 11-7-9 表 11.7.1.2 重要な地形の分布、状態及び特性の調査結果</p>	<p>【表の修正】</p> <table border="1" data-bbox="422 712 885 902"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>調査地点</th> <th>所在地</th> <th>状態及び特性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>諏訪湖</td> <td>諏訪市、下諏訪町</td> <td>諏訪湖は、信州のほぼ中央部にあり、湖面標高 759m、面積 13.3 km² の湖です。火山活動でできた火口湖、大地の変動による河川のせき止めによって出来た等、諏訪湖の成り立ちは諸説あります。上川や砥川など、一級河川、帯用河川、普通河川等、合わせて計 31 河川が流入しており、流出河川は天竜川の 1 河川のみです。かつては大湖でしたが、減水縮小し現在に至っています。洪水対策として湖岸はコンクリートにより護岸されていますが、近年、自然環境保全や景観の観点から、人工なぎさ整備等が行われています。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	調査地点	所在地	状態及び特性	1	諏訪湖	諏訪市、下諏訪町	諏訪湖は、信州のほぼ中央部にあり、湖面標高 759m、面積 13.3 km ² の湖です。火山活動でできた火口湖、大地の変動による河川のせき止めによって出来た等、諏訪湖の成り立ちは諸説あります。上川や砥川など、一級河川、帯用河川、普通河川等、合わせて計 31 河川が流入しており、流出河川は天竜川の 1 河川のみです。かつては大湖でしたが、減水縮小し現在に至っています。洪水対策として湖岸はコンクリートにより護岸されていますが、近年、自然環境保全や景観の観点から、人工なぎさ整備等が行われています。	<p>【表の修正】</p> <table border="1" data-bbox="924 712 1386 902"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>調査地点</th> <th>所在地</th> <th>状態及び特性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>諏訪湖</td> <td>諏訪市、下諏訪町</td> <td>諏訪湖は、信州のほぼ中央部にあり、湖面標高 759m、面積 13.3 km² の湖であり、断層盆地や地溝中に見られる、湖盆が断層によって生じた凹地にできた断層湖です。上川や砥川など、一級河川、帯用河川、普通河川等、合わせて計 31 河川が流入しており、流出河川は天竜川の 1 河川のみです。かつては大湖でしたが、減水縮小し現在に至っています。洪水対策として湖岸はコンクリートにより護岸されていますが、近年、自然環境保全や景観の観点から、人工なぎさ整備等が行われています。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	調査地点	所在地	状態及び特性	1	諏訪湖	諏訪市、下諏訪町	諏訪湖は、信州のほぼ中央部にあり、湖面標高 759m、面積 13.3 km ² の湖であり、断層盆地や地溝中に見られる、湖盆が断層によって生じた凹地にできた断層湖です。上川や砥川など、一級河川、帯用河川、普通河川等、合わせて計 31 河川が流入しており、流出河川は天竜川の 1 河川のみです。かつては大湖でしたが、減水縮小し現在に至っています。洪水対策として湖岸はコンクリートにより護岸されていますが、近年、自然環境保全や景観の観点から、人工なぎさ整備等が行われています。
番号	調査地点	所在地	状態及び特性															
1	諏訪湖	諏訪市、下諏訪町	諏訪湖は、信州のほぼ中央部にあり、湖面標高 759m、面積 13.3 km ² の湖です。火山活動でできた火口湖、大地の変動による河川のせき止めによって出来た等、諏訪湖の成り立ちは諸説あります。上川や砥川など、一級河川、帯用河川、普通河川等、合わせて計 31 河川が流入しており、流出河川は天竜川の 1 河川のみです。かつては大湖でしたが、減水縮小し現在に至っています。洪水対策として湖岸はコンクリートにより護岸されていますが、近年、自然環境保全や景観の観点から、人工なぎさ整備等が行われています。															
番号	調査地点	所在地	状態及び特性															
1	諏訪湖	諏訪市、下諏訪町	諏訪湖は、信州のほぼ中央部にあり、湖面標高 759m、面積 13.3 km ² の湖であり、断層盆地や地溝中に見られる、湖盆が断層によって生じた凹地にできた断層湖です。上川や砥川など、一級河川、帯用河川、普通河川等、合わせて計 31 河川が流入しており、流出河川は天竜川の 1 河川のみです。かつては大湖でしたが、減水縮小し現在に至っています。洪水対策として湖岸はコンクリートにより護岸されていますが、近年、自然環境保全や景観の観点から、人工なぎさ整備等が行われています。															
<p>P. 11-7-9 表 11.7.1.2 重要な地形の分布、状態及び特性の調査結果</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>【出典の追加】 「日本の典型地形」(令和 2 年 3 月 国土地理院)</p>																
<p>P. 11-10-2 用語の説明</p>	<p>【用語の説明の修正】 各植物が地表のどれだけの割合を覆っているかを階級で示したものを。</p>	<p>【用語の説明の修正】 各植物が地表のどれだけの割合を覆っているか、<u>個体数が多いか少ないかを階級で示したものを。</u></p>																
<p>P. 12-1 第 12 章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>【20～22 行目】 また、事業の詳細設計及び事業の実施にあたっては、最新の技術及び知見を積極的に採り入れ、<u>実行可能な範囲内でできる限り環境保全措置を実施するとともに、現況を大きく悪化させないよう周辺環境への影響をできる限り回避又は低減します。</u></p>																
<p>資料編 P. 1.1-16 1.1.4 断層帯</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>【1 行目】 計画路線と断層帯の位置は、<u>図 1.1.9 に示すとおりです。</u></p>																
<p>資料編 P. 1.1-17 図 1.1.9 断層帯の位置</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>【図の追加】</p> 																

表 17.1-2 (1) その他、準備書からの主な修正内容

評価書の頁	準備書	補正前の評価書																																																																																																				
P. 2-1 2.2 事業予定者の名称	【代表者の氏名の修正】 土井 弘次	【代表者の氏名の修正】 廣瀬 昌由																																																																																																				
P. 4-1-24 表 4.1.2.4 湖沼における水質調査結果(平成30年度)	【表の修正】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水質名</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">水域名</th> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">類型</th> <th rowspan="2">測定期間</th> <th>水素イオン濃度</th> <th>化学的酸素要求量</th> <th>浮遊物質</th> <th>溶存酸素</th> <th>大腸菌群数</th> </tr> <tr> <th>(pH)</th> <th>(COD)</th> <th>(SS)</th> <th>(DO)</th> <th>(CFU)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大瀬川(諏訪市)水質</td> <td>6</td> <td rowspan="3">湖心</td> <td rowspan="3">A</td> <td rowspan="3">ハ</td> <td rowspan="3">7.6~9.3</td> <td>4.7</td> <td>0~22</td> <td>4.7~13</td> <td>5~9,300</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7.4~9.6</td> <td>0.0</td> <td>0~23</td> <td>4.0~13</td> <td>20~7,700</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>7.6~9.9</td> <td>0.0</td> <td>0~22</td> <td>8.3~13</td> <td>0~13,000</td> </tr> <tr> <td colspan="6">環境基準</td> <td>A類型</td> <td>6.5以上、8.5以下</td> <td>3mg/L以下</td> <td>5mg/L以下</td> <td>7.5mg/L以上</td> <td>1,000CFU/100ml以下</td> </tr> </tbody> </table>	水質名	番号	水域名	調査地点	類型	測定期間	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌群数	(pH)	(COD)	(SS)	(DO)	(CFU)	大瀬川(諏訪市)水質	6	湖心	A	ハ	7.6~9.3	4.7	0~22	4.7~13	5~9,300	7	7.4~9.6	0.0	0~23	4.0~13	20~7,700	8	7.6~9.9	0.0	0~22	8.3~13	0~13,000	環境基準						A類型	6.5以上、8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下	【表の修正】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水質名</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">水域名</th> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">類型</th> <th rowspan="2">測定期間</th> <th>水素イオン濃度</th> <th>化学的酸素要求量</th> <th>浮遊物質</th> <th>溶存酸素</th> <th>大腸菌群数</th> </tr> <tr> <th>(pH)</th> <th>(COD)</th> <th>(SS)</th> <th>(DO)</th> <th>(CFU)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大瀬川(諏訪市)水質</td> <td>6</td> <td rowspan="3">湖心</td> <td rowspan="3">A</td> <td rowspan="3">ハ</td> <td rowspan="3">7.6~9.3</td> <td>4.7</td> <td>0~22</td> <td>4.7~13</td> <td>5~9,300</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7.4~9.6</td> <td>0.0</td> <td>0~23</td> <td>4.0~13</td> <td>20~7,700</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>7.6~9.9</td> <td>0.0</td> <td>0~22</td> <td>8.3~13</td> <td>0~13,000</td> </tr> <tr> <td colspan="6">環境基準</td> <td>A類型</td> <td>6.5以上、8.5以下</td> <td>3mg/L以下</td> <td>5mg/L以上</td> <td>7.5mg/L以上</td> <td>1,000CFU/100ml以下</td> </tr> </tbody> </table>	水質名	番号	水域名	調査地点	類型	測定期間	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌群数	(pH)	(COD)	(SS)	(DO)	(CFU)	大瀬川(諏訪市)水質	6	湖心	A	ハ	7.6~9.3	4.7	0~22	4.7~13	5~9,300	7	7.4~9.6	0.0	0~23	4.0~13	20~7,700	8	7.6~9.9	0.0	0~22	8.3~13	0~13,000	環境基準						A類型	6.5以上、8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以上	7.5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下
水質名	番号							水域名	調査地点	類型	測定期間	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌群数																																																																																						
		(pH)	(COD)	(SS)	(DO)	(CFU)																																																																																																
大瀬川(諏訪市)水質	6	湖心	A	ハ	7.6~9.3	4.7	0~22	4.7~13	5~9,300																																																																																													
	7					7.4~9.6	0.0	0~23	4.0~13	20~7,700																																																																																												
	8					7.6~9.9	0.0	0~22	8.3~13	0~13,000																																																																																												
環境基準						A類型	6.5以上、8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下																																																																																											
水質名	番号	水域名	調査地点	類型	測定期間	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素	大腸菌群数																																																																																												
						(pH)	(COD)	(SS)	(DO)	(CFU)																																																																																												
大瀬川(諏訪市)水質	6	湖心	A	ハ	7.6~9.3	4.7	0~22	4.7~13	5~9,300																																																																																													
	7					7.4~9.6	0.0	0~23	4.0~13	20~7,700																																																																																												
	8					7.6~9.9	0.0	0~22	8.3~13	0~13,000																																																																																												
環境基準						A類型	6.5以上、8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以上	7.5mg/L以上	1,000CFU/100ml以下																																																																																											
P. 4-2-129 3) 諏訪市の計画・戦略・目標等	【タイトルの修正】 (2) 第五次諏訪市総合計画(後期基本計画平成29~33年度)(平成29年2月)	【タイトルの修正】 (2) 第五次諏訪市総合計画(後期基本計画平成29~令和3年度)(平成29年2月)																																																																																																				
P. 4-2-129 (2) 第五次諏訪市総合計画(後期基本計画平成29~令和3年度)(平成29年2月)	【15~17行目】 本計画は、諏訪市の将来像を実現するための7つの基本目標、16の基本政策、39の基本施策からなる「基本構想」、具体的な事務事業を定める「実施計画」により構成されています。	【15~18行目】 本計画は、諏訪市の将来像を実現するための7つの基本目標及び16の基本政策からなる「基本構想」、基本構想を実現するために各分野において行う39の基本施策からなる「基本計画」、並びに具体的な事務事業を定める「実施計画」により構成されています。																																																																																																				
P. 10-6 表 10.3(2) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由	(記載なし)	【表の修正】 (2) 基準又は目標との整合性の検討 降下ばいじんにおける参考値と予測結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。																																																																																																				
P. 10-14 表 10.3(10) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由	(記載なし)	【表の修正】 (2) 基準又は目標との整合性の検討 低周波音の参考となる指標と予測結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。																																																																																																				
P. 11-2-72 表 11.2.1.19 (1) 整合を図るべき基準等(騒音に係る環境基準(道路に面する地域))	【表の修正】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60 dB以下</td> <td>55 dB以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>65 dB以下</td> <td>60 dB以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の区分	基準値		昼間	夜間	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下	【表の修正】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60 dB以下</td> <td>55 dB以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td>65 dB以下</td> <td>60 dB以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の区分	基準値		昼間	夜間	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下																																																																														
地域の区分	基準値																																																																																																					
	昼間	夜間																																																																																																				
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下																																																																																																				
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下																																																																																																				
地域の区分	基準値																																																																																																					
	昼間	夜間																																																																																																				
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下																																																																																																				
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下																																																																																																				
P. 11-2-72 表 11.2.1.19 (2) 整合を図るべき基準等(騒音に係る環境基準(近接空間))	【表の修正】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70 dB以下</td> <td>65 dB以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として占めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	基準値		昼間	夜間	70 dB以下	65 dB以下	【表の修正】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70 dB以下</td> <td>65 dB以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	基準値		昼間	夜間	70 dB以下	65 dB以下																																																																																								
基準値																																																																																																						
昼間	夜間																																																																																																					
70 dB以下	65 dB以下																																																																																																					
基準値																																																																																																						
昼間	夜間																																																																																																					
70 dB以下	65 dB以下																																																																																																					
P. 11-6-44 図 11.6.2.21 角間川の流量・水温の調査結果	【図の修正】 	【図の修正】 																																																																																																				
P. 11-6-49 エ) 既存資料調査における温泉水等の流動メカニズム	【2~4行目】 酸素水素同位体比	【3~5行目】 酸素・水素安定同位体比																																																																																																				

表 17.1-2 (2) その他、準備書からの主な修正内容

評価書の頁	準備書	補正前の評価書																								
P.11-6-50 エ)既存資料調査における温泉水等の流動メカニズム	<p>【図タイトルの修正】</p> <p>図 11.6.2.25 酸素 ($\delta^{18}\text{O}$) 水素 (δD) 同位体比結果</p>	<p>【図タイトルの修正】</p> <p>図 11.6.2.25 酸素 ($\delta^{18}\text{O}$) 水素 (δD) 安定同位体比結果</p>																								
P.11-6-52 表 11.6.2.14 各地下水の特徴	<p>【表の修正】</p> <table border="1"> <tr> <td>山地深層地下水</td> <td> <p>主な対象</p> <p>温泉源泉</p> <p>特徴</p> <p>霧ヶ峰地帯を調査源として、調査後に深い深度を流下し、霧ヶ峰火山活動により温められた花崗岩類を流下する過程で昇温し、諏訪市街地の活断層部で湧出すると考えられます。地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。</p> </td> </tr> <tr> <td>山地地下水</td> <td> <p>主な対象</p> <p>霧ヶ峰水脈群、地蔵寺湧水、水道の水源</p> <p>特徴</p> <p>山地深層地下水と同様、霧ヶ峰地帯を調査源として、一部は高標高部で湧水として、一部は浸透して山裾部で湧水として湧出する地下水と考えられます。山地深層地下水と同様、地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。ただし、地蔵寺、秋葉神社では、実施区域と関連性のある山裾地下水の一部混入が考えられます。</p> </td> </tr> <tr> <td>山裾地下水</td> <td> <p>主な対象</p> <p>阿弥陀寺湧水、実施区域近傍地下水</p> <p>特徴</p> <p>河川からの伏流水と比較的浅部の低標高部に降った雨水を調査域とし、山裾からの湧水及び表層地下水として存在する地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域に近く、実施区域と関連性が強い地下水と考えられます。</p> </td> </tr> </table> <p>※：山地深層地下水、山地地下水、山裾地下水は、地下水を区分するために本調査により定義したものを示す。</p>	山地深層地下水	<p>主な対象</p> <p>温泉源泉</p> <p>特徴</p> <p>霧ヶ峰地帯を調査源として、調査後に深い深度を流下し、霧ヶ峰火山活動により温められた花崗岩類を流下する過程で昇温し、諏訪市街地の活断層部で湧出すると考えられます。地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。</p>	山地地下水	<p>主な対象</p> <p>霧ヶ峰水脈群、地蔵寺湧水、水道の水源</p> <p>特徴</p> <p>山地深層地下水と同様、霧ヶ峰地帯を調査源として、一部は高標高部で湧水として、一部は浸透して山裾部で湧水として湧出する地下水と考えられます。山地深層地下水と同様、地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。ただし、地蔵寺、秋葉神社では、実施区域と関連性のある山裾地下水の一部混入が考えられます。</p>	山裾地下水	<p>主な対象</p> <p>阿弥陀寺湧水、実施区域近傍地下水</p> <p>特徴</p> <p>河川からの伏流水と比較的浅部の低標高部に降った雨水を調査域とし、山裾からの湧水及び表層地下水として存在する地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域に近く、実施区域と関連性が強い地下水と考えられます。</p>	<p>【表の修正】</p> <table border="1"> <tr> <td>山地深層地下水</td> <td> <p>主な対象</p> <p>温泉源泉</p> <p>特徴</p> <p>霧ヶ峰地帯を調査源として、調査後に深い深度を流下し、霧ヶ峰火山活動により温められた花崗岩類を流下する過程で昇温し、諏訪市街地の活断層部で湧出すると考えられます。地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。</p> </td> </tr> <tr> <td>山地地下水</td> <td> <p>主な対象</p> <p>霧ヶ峰水脈群、地蔵寺湧水、水道の水源</p> <p>特徴</p> <p>山地深層地下水と同様、霧ヶ峰地帯を調査源として、一部は高標高部で湧水として、一部は浸透して山裾部で湧水として湧出する地下水と考えられます。山地深層地下水と同様、地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。ただし、地蔵寺では、実施区域と関連性のある山裾地下水の一部混入が考えられます。</p> </td> </tr> <tr> <td>山裾地下水</td> <td> <p>主な対象</p> <p>阿弥陀寺湧水、実施区域近傍地下水</p> <p>特徴</p> <p>河川からの伏流水と比較的浅部の低標高部に降った雨水を調査域とし、山裾からの湧水及び表層地下水として存在する地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域に近く、実施区域と関連性が強い地下水と考えられます。</p> </td> </tr> </table> <p>※：地下水観測孔の地下水 注：山地深層地下水、山地地下水、山裾地下水は、地下水を区分するために本調査により定義したものを示す。</p>	山地深層地下水	<p>主な対象</p> <p>温泉源泉</p> <p>特徴</p> <p>霧ヶ峰地帯を調査源として、調査後に深い深度を流下し、霧ヶ峰火山活動により温められた花崗岩類を流下する過程で昇温し、諏訪市街地の活断層部で湧出すると考えられます。地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。</p>	山地地下水	<p>主な対象</p> <p>霧ヶ峰水脈群、地蔵寺湧水、水道の水源</p> <p>特徴</p> <p>山地深層地下水と同様、霧ヶ峰地帯を調査源として、一部は高標高部で湧水として、一部は浸透して山裾部で湧水として湧出する地下水と考えられます。山地深層地下水と同様、地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。ただし、地蔵寺では、実施区域と関連性のある山裾地下水の一部混入が考えられます。</p>	山裾地下水	<p>主な対象</p> <p>阿弥陀寺湧水、実施区域近傍地下水</p> <p>特徴</p> <p>河川からの伏流水と比較的浅部の低標高部に降った雨水を調査域とし、山裾からの湧水及び表層地下水として存在する地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域に近く、実施区域と関連性が強い地下水と考えられます。</p>												
山地深層地下水	<p>主な対象</p> <p>温泉源泉</p> <p>特徴</p> <p>霧ヶ峰地帯を調査源として、調査後に深い深度を流下し、霧ヶ峰火山活動により温められた花崗岩類を流下する過程で昇温し、諏訪市街地の活断層部で湧出すると考えられます。地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。</p>																									
山地地下水	<p>主な対象</p> <p>霧ヶ峰水脈群、地蔵寺湧水、水道の水源</p> <p>特徴</p> <p>山地深層地下水と同様、霧ヶ峰地帯を調査源として、一部は高標高部で湧水として、一部は浸透して山裾部で湧水として湧出する地下水と考えられます。山地深層地下水と同様、地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。ただし、地蔵寺、秋葉神社では、実施区域と関連性のある山裾地下水の一部混入が考えられます。</p>																									
山裾地下水	<p>主な対象</p> <p>阿弥陀寺湧水、実施区域近傍地下水</p> <p>特徴</p> <p>河川からの伏流水と比較的浅部の低標高部に降った雨水を調査域とし、山裾からの湧水及び表層地下水として存在する地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域に近く、実施区域と関連性が強い地下水と考えられます。</p>																									
山地深層地下水	<p>主な対象</p> <p>温泉源泉</p> <p>特徴</p> <p>霧ヶ峰地帯を調査源として、調査後に深い深度を流下し、霧ヶ峰火山活動により温められた花崗岩類を流下する過程で昇温し、諏訪市街地の活断層部で湧出すると考えられます。地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。</p>																									
山地地下水	<p>主な対象</p> <p>霧ヶ峰水脈群、地蔵寺湧水、水道の水源</p> <p>特徴</p> <p>山地深層地下水と同様、霧ヶ峰地帯を調査源として、一部は高標高部で湧水として、一部は浸透して山裾部で湧水として湧出する地下水と考えられます。山地深層地下水と同様、地形的な分水界を越えた集水域を持つ地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられます。ただし、地蔵寺では、実施区域と関連性のある山裾地下水の一部混入が考えられます。</p>																									
山裾地下水	<p>主な対象</p> <p>阿弥陀寺湧水、実施区域近傍地下水</p> <p>特徴</p> <p>河川からの伏流水と比較的浅部の低標高部に降った雨水を調査域とし、山裾からの湧水及び表層地下水として存在する地下水と考えられます。</p> <p>実施区域との関連性</p> <p>実施区域に近く、実施区域と関連性が強い地下水と考えられます。</p>																									
P.11-9-133 表 11.9.1.31(1) 環境保全措置の検討結果の整理	<p>【表の修正】</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>国土交通省関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td>アオバズク</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>種別 工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング） 位置 アオバズク営巣地周辺（A地区）</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>建設機械の稼働ピーク時期について、繁殖期間に配慮するとともに、段階的に施工を実施し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音に留意すること（コンディショニング）により、アオバズクの繁殖活動への影響の回避又は低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>建設機械の稼働に伴う騒音等が塚高野の生態に及ぼす影響はまだ解明されていない点も多く、効果に関する見解が不十分である。</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>生態系への影響が低減される。</td> </tr> </table>	実施主体	国土交通省関東地方整備局	保全対象	アオバズク	実施内容	種別 工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング） 位置 アオバズク営巣地周辺（A地区）	環境保全措置の効果	建設機械の稼働ピーク時期について、繁殖期間に配慮するとともに、段階的に施工を実施し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音に留意すること（コンディショニング）により、アオバズクの繁殖活動への影響の回避又は低減が見込まれる。	効果の不確実性	建設機械の稼働に伴う騒音等が塚高野の生態に及ぼす影響はまだ解明されていない点も多く、効果に関する見解が不十分である。	他の環境への影響	生態系への影響が低減される。	<p>【表の修正】</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>国土交通省関東地方整備局</td> </tr> <tr> <td>保全対象</td> <td>アオバズク</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>種別 工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング） 位置 アオバズク営巣地周辺（A地区）</td> </tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td> <td>建設機械の稼働ピーク時期について、繁殖期間に配慮するとともに、段階的に施工を実施し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音に留意すること（コンディショニング）により、アオバズクの繁殖活動への影響の回避又は低減が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>効果の不確実性</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>他の環境への影響</td> <td>生態系への影響が低減される。</td> </tr> </table>	実施主体	国土交通省関東地方整備局	保全対象	アオバズク	実施内容	種別 工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング） 位置 アオバズク営巣地周辺（A地区）	環境保全措置の効果	建設機械の稼働ピーク時期について、繁殖期間に配慮するとともに、段階的に施工を実施し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音に留意すること（コンディショニング）により、アオバズクの繁殖活動への影響の回避又は低減が見込まれる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	生態系への影響が低減される。
実施主体	国土交通省関東地方整備局																									
保全対象	アオバズク																									
実施内容	種別 工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング） 位置 アオバズク営巣地周辺（A地区）																									
環境保全措置の効果	建設機械の稼働ピーク時期について、繁殖期間に配慮するとともに、段階的に施工を実施し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音に留意すること（コンディショニング）により、アオバズクの繁殖活動への影響の回避又は低減が見込まれる。																									
効果の不確実性	建設機械の稼働に伴う騒音等が塚高野の生態に及ぼす影響はまだ解明されていない点も多く、効果に関する見解が不十分である。																									
他の環境への影響	生態系への影響が低減される。																									
実施主体	国土交通省関東地方整備局																									
保全対象	アオバズク																									
実施内容	種別 工事工程の検討及び段階的な工事の実施等（コンディショニング） 位置 アオバズク営巣地周辺（A地区）																									
環境保全措置の効果	建設機械の稼働ピーク時期について、繁殖期間に配慮するとともに、段階的に施工を実施し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音に留意すること（コンディショニング）により、アオバズクの繁殖活動への影響の回避又は低減が見込まれる。																									
効果の不確実性	なし																									
他の環境への影響	生態系への影響が低減される。																									
P.12-26 表 12.1(24) 環境影響評価結果の総合的な評価	<p>【広域的な地下水流動の状況】</p> <p>既存資料調査及び現地調査結果より、実施区域及びその周辺の地下水は、「山地深層地下水」「山地地下水」「山裾地下水」の3つに区分されると考えられます。このうち、山地地下水は、実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられますが、地蔵寺、秋葉神社では、実施区域と関連性のある山裾地下水の一部混入が考えられます。また、山裾地下水は、実施区域に近く、実施区域と関連性が強い地下水と考えられます。</p>	<p>【広域的な地下水流動の状況】</p> <p>既存資料調査及び現地調査結果より、実施区域及びその周辺の地下水は、「山地深層地下水」「山地地下水」「山裾地下水」の3つに区分されると考えられます。このうち、山地地下水は、実施区域よりも深い深度を流動し、実施区域には関連しない地下水と考えられますが、地蔵寺では、実施区域と関連性のある山裾地下水の一部混入が考えられます。また、山裾地下水は、実施区域に近く、実施区域と関連性が強い地下水と考えられます。</p>																								

表 17.1-2 (3) その他、準備書からの主な修正内容

評価書の頁	準備書	補正前の評価書
<p>P. 12-27 表 12.1(25) 環境影響評価結果の総合的な評価</p>	<p>【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の状況、活断層の状況】 実施区域及びその周辺には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域、第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域があります。実施区域は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を通過します。また、実施区域及びその周辺には、諏訪盆地の断層群が存在し、活断層が分布します。実施区域は、一部のトンネル構造区間で、活断層を通過します。 計画路線は断層帯及び土砂災害特別警戒区域を通過する計画ですが、位置及び基本構造の検討段階から、それらに配慮した計画としています。断層帯については、トンネル構造での通過をできる限り回避した計画とし、土砂災害特別警戒区域については、土工での通過をできる限り回避するとともに、土工で通過する場合は地形改変を極力少なくした計画としています。また、詳細な道路構造、施工方法等については、事業実施段階において、断層帯及び土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検討します。断層帯については、「道路橋示方書・同解説」、「道路土工構造物技術基準・同解説」、「トンネル標準示方書」等に基づき耐震性能を有する道路設計を行い、安全面に十分配慮します。土砂災害特別警戒区域については、トンネル構造と地すべり危険箇所等の位置関係から、地山及びトンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵抗力が低くなると判断される箇所は、トンネル掘削の補助工法等を検討します。また、施工管理の一貫として、計測管理等を行いながら工事を実施します。</p>	<p>【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の状況、活断層の状況】 実施区域及びその周辺には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域、第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域があります。実施区域は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を通過します。また、実施区域及びその周辺には、諏訪盆地の断層群が存在し、活断層が分布します。実施区域は、一部のトンネル構造区間で、活断層を通過します。</p>
<p>P. 12-27 表 12.1(25) 環境影響評価結果の総合的な評価</p>	<p>【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の状況、活断層の状況】 <重要な地形の分布、状態及び特性> 「長野県すぐれた自然図」に掲載され、学術上又は希少性の観点から重要な地形と判断される「諏訪湖」は、計画道路の西約410mの位置に存在しています。上川や砥川等の河川が流入しており、河口や湖岸はコンクリートにより護岸され、船着き場や釣り場等が整備されています。 なお、実施区域及びその周辺に分布する諏訪盆地の断層群については、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質に位置づけられておりませんが、事業実施段階において、新期断層変位地形（断層崖）が事業地に露頭している場合には、調査・記録に努めます。</p>	<p>【土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の状況、活断層の状況】 <重要な地形の分布、状態及び特性> 「長野県すぐれた自然図」に掲載され、学術上又は希少性の観点から重要な地形と判断される「諏訪湖」は、計画道路の西約410mの位置に存在しています。上川や砥川等の河川が流入しており、河口や湖岸はコンクリートにより護岸され、船着き場や釣り場等が整備されています。</p>

表 17.1-2 (4) その他、準備書からの主な修正内容

評価書の頁	準備書	修正前の評価書
<p>P. 12-27 表 12.1(25) 環境影響評価結果の総合的な評価</p>	<p>【地形及び地質に係る周辺環境条件の変化に伴う影響】 計画路線は、一部トンネル構造を計画しており、土地の改変を抑えています。また、工事施工ヤードは計画路線を、工事用道路は既存道路を利用し、工事の実施による土地の改変を最小限に抑えた計画としています。このことから、道路の存在、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による局所的な気象条件の変化や土壌・植生の状態の変化が諏訪湖の地形の劣化や不安定化を促進させるおそれはないと考えられます。 よって、重要な地形の諏訪湖は保全されると予測されます。</p>	<p>【地形及び地質に係る周辺環境条件の変化に伴う影響】 計画路線は、一部トンネル構造を計画しており、土地の改変を抑えています。また、工事施工ヤードは計画路線を、工事用道路は既存道路を利用し、工事の実施による土地の改変を最小限に抑えた計画としています。このことから、道路の存在、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による局所的な気象条件の変化や土壌・植生の状態の変化が諏訪湖の地形の劣化や不安定化を促進させるおそれはないと考えられます。 よって、重要な地形の諏訪湖は保全されると予測されます。 なお、断層帯及び土砂災害特別警戒区域については、<u>計画路線は通過する計画ですが、位置及び基本構造の検討段階から、それらに配慮した計画としています。断層帯については、トンネル構造での通過をできる限り回避した計画とし、土砂災害特別警戒区域については、土工での通過をできる限り回避するとともに、土工で通過する場合は地形改変を極力少なくした計画としています。</u> また、断層帯については、「<u>道路橋示方書・同解説</u>」（平成 29 年 11 月 公益社団法人日本道路協会）、「<u>道路土工構造物技術基準・同解説</u>」（平成 29 年 3 月 公益社団法人日本道路協会）、「<u>トンネル標準示方書</u>」（平成 28 年 9 月 土木学会）等に基つき耐震性能を有する道路設計を行い、安全面に十分配慮します。土砂災害特別警戒区域については、トンネル構造と地すべり危険箇所等（「第 4 章 4.2 社会的状況」参照）の位置関係から、地山及びトンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵抗力が低くなると判断される箇所は、トンネル掘削の補助工法等を検討します。さらに、施工管理の一環として、計測管理等を行いながら工事を実施します。上記のとおり、詳細な道路構造、施工方法等については、事業実施段階において、断層帯及び土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検討します。</p>

17.2 補正前の評価書から評価書への修正

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第24条の規定に基づく国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見を勘案して補正前の環境影響評価書の記載事項について検討を加え、補正後の評価書において行った修正等は、表17.2-1及び表17.2-2に示すとおりです。なお、表現の適正化及び誤字、脱字等の訂正については適宜行いました。

表 17.2-1 (1) 国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見を踏まえた補正前の評価書の記載事項の修正内容

評価書の頁	補正前の評価書	評価書
P. 3-29 (3)断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域	【26～28行目】 さらに、事業実施段階において、詳細な地質調査結果を設計に反映し、安全面に十分配慮するとともに、地域の方々が災害に対して懸念されていることについて、説明を行っていくこととします。	【26～29行目】 さらに、事業実施段階において、詳細な地質調査結果を設計に反映し、安全面に十分配慮するとともに、地域の方々が災害に対して懸念されていることについて、説明を行っていくこととします。 <u>また、重大な影響が生じるおそれが確認された場合には、直ちに工事を中断し、必要な措置を講じます。</u>
P. 3-30 (1)工事全般	【17～19行目】 トンネル工事に伴い発生する建設発生土等を仮置きする場所については、関係法令を遵守して適切に対応するとともに、工事着手前に関係機関や周辺住民への情報提供を行います。	【17～21行目】 トンネル工事に伴い発生する建設発生土等を仮置きする場所については、 <u>周辺の生活環境及び自然環境への影響に配慮し、関係法令を遵守して適切に対応するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出防止を回避又は極力低減するとともに、工事着手前に関係機関や周辺住民への情報提供を行います。</u>
P. 3-32 (1)温室効果ガス	【6～7行目】 また、事業実施にあたっては、省エネ設備の導入等により、供用後における温室効果ガス排出量の低減に努めます。	【6～17行目】 また、事業実施にあたっては、 <u>省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再エネを導入する等による温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討します。</u> さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月閣議決定）等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映します。 加えて、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配慮します。
P. 11-2-45 表 11.2.1.18 (1) 検討結果の整理	【表の注意書きの修正】 注：環境保全措置の具体化の検討時期は、事業実施段階において、保全すべき対象等の状況を勘案し、最新の技術指針等を踏まえて決定する。	【表の注意書きの修正】 注：環境保全措置の具体化の検討時期は、事業実施段階において、保全すべき対象等の状況を勘案し、最新の技術指針等を踏まえて決定する。 <u>また、本事業の対象道路に設置する遮音壁は、景観や日照阻害への影響を考慮した上で、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とし、設置後においてもその機能及び効果が継続的に維持されるよう適切な管理に努める。</u>

表 17.2-1 (2) 国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見を踏まえた補正前の評価書の記載事項の修正内容

評価書の頁	補正前の評価書	評価書
P. 11-6-61 表 11.2.1.18 (1) 検討結果の整理	【表の注意書きの修正】 注：環境保全措置の具体化の検討時期は、工事の詳細な施工計画段階とし、専門家の意見や最新の技術指針等を踏まえて決定する。	【表の注意書きの修正】 注：環境保全措置の具体化の検討時期は、工事の詳細な施工計画段階とし、専門家の意見や最新の技術指針等を踏まえて決定する。また、採用した <u>施工方法については、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切な管理に努める。</u>
P. 11-15-6 (1)回避又は低減に係る評価	【4～9 行目】 また、事業の実施により建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が発生すると考えられることから、環境保全措置として、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施し、「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」（平成 27 年 7 月 関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）で設定された目標値を上回るよう再利用・再資源化に努めます。	【4～10 行目】 また、事業の実施により建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が発生すると考えられることから、環境保全措置として、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施し、「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」（平成 27 年 7 月 関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）で設定された目標値を上回るよう再利用・再資源化に努めます。また、 <u>廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法を工事着手までに決定するとともに、処分先を工事着手までに決定するよう努めます。</u>
P. 12-1 第 12 章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価	【16～19 行目】 今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、事業実施段階及び供用後の周囲の生活環境（土地利用の変化）や自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更並びに交通量等について、関係機関と協力し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切に把握するものとします。	【16～24 行目】 今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、事業実施段階及び供用後の周囲の生活環境（土地利用の変化）や自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更並びに交通量等について、関係機関と協力し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切に把握するものとします。 <u>また、事業実施区域の周辺で計画されている「一般国道 20 号下諏訪岡谷バイパス」等について、対象事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事の内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに対象事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講じることにより、周辺環境への影響の低減を図ります。</u>
P. 12-1 第 12 章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価	【20～22 行目】 また、事業の詳細設計及び事業の実施にあたっては、最新の技術及び知見を積極的に採り入れ、実行可能な範囲内でできる限り環境保全措置を実施するとともに、現況を大きく悪化させないよう周辺環境への影響をできる限り回避又は低減します。	【25～30 行目】 事業の詳細設計及び事業の実施にあたっては、最新の技術及び知見を積極的に採り入れ、実行可能な範囲内でできる限り環境保全措置を実施するとともに、現況を大きく悪化させないよう周辺環境への影響をできる限り回避又は低減します。また、 <u>今後の詳細な設計、事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討します。</u>
P. 12-1 第 12 章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価	(記載なし)	【31～32 行目】 <u>工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧な説明を行います。</u>

表 17.2-1 (3) 国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見を踏まえた補正前の評価書の記載事項の修正内容

評価書の頁	補正前の評価書	評価書
<p>P. 12-1~2 第 12 章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>【23~26 行目】 さらに、本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>	<p>【33~43 行目】 本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。<u>さらに、事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があること、具体的な施工方法についても決定していない部分があることから、具体的な施工方法を決定する段階で、工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況も考慮し、生活環境及び自然環境への影響について、本事業の工事着手前に、調査、予測及び評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査、予測及び評価を再実施します。また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。</u></p>
<p>P. 12-41 表 12.1 (39) 環境影響評価結果の総合的な評価</p>	<p>【回避又は低減に係る評価】 計画路線は道路の計画段階において、集落及び市街地をできる限り回避し、建設副産物の発生量を極力少なくした計画としており、環境負荷の回避・低減を図っています。 また、事業の実施により建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が発生すると考えられることから、環境保全措置として、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施し、「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」（平成 27 年 7 月 関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）で設定された目標値を上回るよう再利用・再資源化に努めます。 このことから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>	<p>【回避又は低減に係る評価】 計画路線は道路の計画段階において、集落及び市街地をできる限り回避し、建設副産物の発生量を極力少なくした計画としており、環境負荷の回避・低減を図っています。 また、事業の実施により建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が発生すると考えられることから、環境保全措置として、「工事間流用の促進」及び「再資源化施設への搬入等による他事業等での利用」を実施し、「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」（平成 27 年 7 月 関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会）で設定された目標値を上回るよう再利用・再資源化に努めます。<u>また、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法を工事着手までに決定するとともに、処分先を工事着手までに決定するよう努めます。</u> このことから、環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価します。</p>

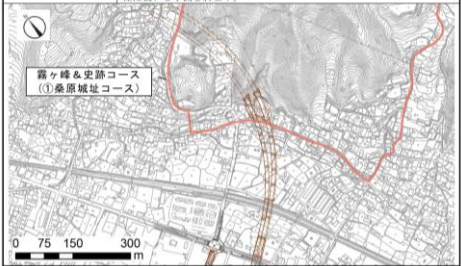
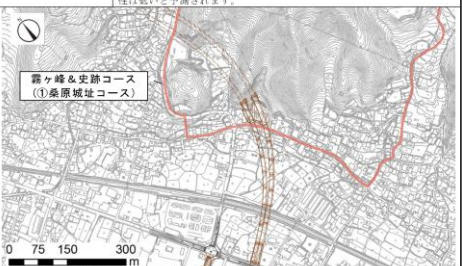
表 17.2-2 (1) その他、補正前の評価書からの主な修正内容

評価書の頁	補正前の評価書	評価書																																																																																																																														
<p>P. 3-27 3.3.4 準備書以降 評価書までの経緯</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>【1～10 行目】 令和 3 年 3 月に「環境影響評価準備書」(以下、「準備書」といいます。)を作成し、公告・縦覧しました。縦覧期間中に「準備書説明会」を 4 回開催するとともに、一般及び知事から意見を聴取しました。準備書の手続きは、令和 4 年 3 月 29 日に知事意見が述べられたことをもって完了しました。 知事意見を勘案するとともに、一般の環境保全の見地からの意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、「環境影響評価書」(以下、「評価書」といいます。)を作成し、令和 4 年 7 月に国土交通大臣及び都市計画同意権者である国土交通省関東地方整備局長に送付しました。その後、令和 4 年 9 月に国土交通大臣及び国土交通省関東地方整備局長から評価書に対して意見が述べられました。評価書は、当該意見を勘案して、記載事項について検討を加えて補正しました。</p>																																																																																																																														
<p>P. 4-2-51 表 4.2.7.12 地下水の水質汚濁に係る環境基準</p>	<p>【表の修正】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td>0.003mg/L 以下</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td>0.0005mg/L 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr><td>P C B</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.004mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.1mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.04mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>1mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.006mg/L 以下</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td>0.006mg/L 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>0.003mg/L 以下</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>セレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td><td>10mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td>0.8mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td>1mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準値	カドミウム	0.003mg/L 以下	全シアン	検出されないこと。	鉛	0.01mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下	砒素	0.01mg/L 以下	総水銀	0.0005mg/L 以下	アルキル水銀	検出されないこと。	P C B	検出されないこと。	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	<p>【表の修正】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td>0.003mg/L 以下</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td>0.0005mg/L 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr><td>P C B</td><td>検出されないこと。</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.004mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.1mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.04mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>1mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.006mg/L 以下</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.002mg/L 以下</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td>0.006mg/L 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>0.003mg/L 以下</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.02mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>セレン</td><td>0.01mg/L 以下</td></tr> <tr><td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td><td>10mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td>0.8mg/L 以下</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td>1mg/L 以下</td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td>0.05mg/L 以下</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準値	カドミウム	0.003mg/L 以下	全シアン	検出されないこと。	鉛	0.01mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下	砒素	0.01mg/L 以下	総水銀	0.0005mg/L 以下	アルキル水銀	検出されないこと。	P C B	検出されないこと。	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下										
項目	基準値																																																																																																																															
カドミウム	0.003mg/L 以下																																																																																																																															
全シアン	検出されないこと。																																																																																																																															
鉛	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
六価クロム	0.05mg/L 以下																																																																																																																															
砒素	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
総水銀	0.0005mg/L 以下																																																																																																																															
アルキル水銀	検出されないこと。																																																																																																																															
P C B	検出されないこと。																																																																																																																															
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下																																																																																																																															
四塩化炭素	0.002mg/L 以下																																																																																																																															
クロロエチレン	0.002mg/L 以下																																																																																																																															
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下																																																																																																																															
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下																																																																																																																															
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下																																																																																																																															
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下																																																																																																																															
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下																																																																																																																															
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下																																																																																																																															
チウラム	0.006mg/L 以下																																																																																																																															
シマジン	0.003mg/L 以下																																																																																																																															
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下																																																																																																																															
ベンゼン	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
セレン	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下																																																																																																																															
ふっ素	0.8mg/L 以下																																																																																																																															
ほう素	1mg/L 以下																																																																																																																															
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下																																																																																																																															
項目	基準値																																																																																																																															
カドミウム	0.003mg/L 以下																																																																																																																															
全シアン	検出されないこと。																																																																																																																															
鉛	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
六価クロム	0.05mg/L 以下																																																																																																																															
砒素	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
総水銀	0.0005mg/L 以下																																																																																																																															
アルキル水銀	検出されないこと。																																																																																																																															
P C B	検出されないこと。																																																																																																																															
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下																																																																																																																															
四塩化炭素	0.002mg/L 以下																																																																																																																															
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下																																																																																																																															
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下																																																																																																																															
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下																																																																																																																															
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下																																																																																																																															
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下																																																																																																																															
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下																																																																																																																															
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下																																																																																																																															
チウラム	0.006mg/L 以下																																																																																																																															
シマジン	0.003mg/L 以下																																																																																																																															
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下																																																																																																																															
ベンゼン	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
セレン	0.01mg/L 以下																																																																																																																															
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下																																																																																																																															
ふっ素	0.8mg/L 以下																																																																																																																															
ほう素	1mg/L 以下																																																																																																																															
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下																																																																																																																															
<p>P. 11-1-24 表 11.1.1.11 自動車の走行に係る大気質の予測地点</p>	<p>【表の修正】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>都市計画用途地域</th> <th>既存道路等</th> <th>保全対象</th> <th>道路構造</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>諏訪市四賀 1</td> <td>第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>一般国道 20 号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖四賀線</td> <td>住居等</td> <td>平面、盛土</td> <td>交差点部</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>諏訪市四賀 2</td> <td>無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>諏訪市四賀 3</td> <td>第一種住居地域、準工業地域</td> <td>一般県道諏訪茅野線、一般国道 20 号</td> <td>住居等</td> <td>高架</td> <td>交差点部</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>諏訪市四賀 4</td> <td>第一種住居地域、無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土</td> <td>トンネル坑口部</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>諏訪市上諏訪</td> <td>第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、無指定</td> <td>主要地方道諏訪白樺湖小諸線、市道角間新田</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土、切土</td> <td>交差点部、トンネル坑口部</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>下諏訪町東高木</td> <td>第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土、切土</td> <td>トンネル坑口部</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>下諏訪町武居南</td> <td>第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域</td> <td>町道御山山道線</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土</td> <td>交差点部、トンネル坑口部</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>下諏訪町東町中</td> <td>第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定</td> <td>一般国道 142 号、一般国道 20 号下諏訪岡谷バイパス</td> <td>住居等</td> <td>切土</td> <td>交差点部、トンネル坑口部</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	都市計画用途地域	既存道路等	保全対象	道路構造	備考	1	諏訪市四賀 1	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定	一般国道 20 号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖四賀線	住居等	平面、盛土	交差点部	2	諏訪市四賀 2	無指定	-	住居等	高架	-	3	諏訪市四賀 3	第一種住居地域、準工業地域	一般県道諏訪茅野線、一般国道 20 号	住居等	高架	交差点部	4	諏訪市四賀 4	第一種住居地域、無指定	-	住居等	高架、盛土	トンネル坑口部	5	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	主要地方道諏訪白樺湖小諸線、市道角間新田	住居等	高架、盛土、切土	交差点部、トンネル坑口部	6	下諏訪町東高木	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	-	住居等	高架、盛土、切土	トンネル坑口部	7	下諏訪町武居南	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域	町道御山山道線	住居等	高架、盛土	交差点部、トンネル坑口部	8	下諏訪町東町中	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	一般国道 142 号、一般国道 20 号下諏訪岡谷バイパス	住居等	切土	交差点部、トンネル坑口部	<p>【表の修正】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>都市計画用途地域</th> <th>既存道路等</th> <th>保全対象</th> <th>道路構造</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>諏訪市四賀 1</td> <td>第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>一般国道 20 号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖四賀線</td> <td>住居等</td> <td>平面、盛土</td> <td>交差点部</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>諏訪市四賀 2</td> <td>無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>諏訪市四賀 3</td> <td>第一種住居地域、準工業地域</td> <td>一般県道諏訪茅野線、一般国道 20 号</td> <td>住居等</td> <td>高架</td> <td>交差点部</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>諏訪市四賀 4</td> <td>第一種住居地域、無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土</td> <td>トンネル坑口部</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>諏訪市上諏訪</td> <td>第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>主要地方道諏訪白樺湖小諸線、市道角間新田</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土、切土</td> <td>交差点部、トンネル坑口部</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>下諏訪町東高木</td> <td>第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土、切土</td> <td>トンネル坑口部</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>下諏訪町武居南</td> <td>第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>町道御山山道線</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土</td> <td>交差点部、トンネル坑口部</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>下諏訪町東町中</td> <td>第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定</td> <td>一般国道 142 号、一般国道 20 号下諏訪岡谷バイパス</td> <td>住居等</td> <td>切土</td> <td>交差点部、トンネル坑口部</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	都市計画用途地域	既存道路等	保全対象	道路構造	備考	1	諏訪市四賀 1	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定	一般国道 20 号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖四賀線	住居等	平面、盛土	交差点部	2	諏訪市四賀 2	無指定	-	住居等	高架	-	3	諏訪市四賀 3	第一種住居地域、準工業地域	一般県道諏訪茅野線、一般国道 20 号	住居等	高架	交差点部	4	諏訪市四賀 4	第一種住居地域、無指定	-	住居等	高架、盛土	トンネル坑口部	5	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	主要地方道諏訪白樺湖小諸線、市道角間新田	住居等	高架、盛土、切土	交差点部、トンネル坑口部	6	下諏訪町東高木	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	-	住居等	高架、盛土、切土	トンネル坑口部	7	下諏訪町武居南	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	町道御山山道線	住居等	高架、盛土	交差点部、トンネル坑口部	8	下諏訪町東町中	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	一般国道 142 号、一般国道 20 号下諏訪岡谷バイパス	住居等	切土	交差点部、トンネル坑口部
番号	予測地点	都市計画用途地域	既存道路等	保全対象	道路構造	備考																																																																																																																										
1	諏訪市四賀 1	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定	一般国道 20 号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖四賀線	住居等	平面、盛土	交差点部																																																																																																																										
2	諏訪市四賀 2	無指定	-	住居等	高架	-																																																																																																																										
3	諏訪市四賀 3	第一種住居地域、準工業地域	一般県道諏訪茅野線、一般国道 20 号	住居等	高架	交差点部																																																																																																																										
4	諏訪市四賀 4	第一種住居地域、無指定	-	住居等	高架、盛土	トンネル坑口部																																																																																																																										
5	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	主要地方道諏訪白樺湖小諸線、市道角間新田	住居等	高架、盛土、切土	交差点部、トンネル坑口部																																																																																																																										
6	下諏訪町東高木	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	-	住居等	高架、盛土、切土	トンネル坑口部																																																																																																																										
7	下諏訪町武居南	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域	町道御山山道線	住居等	高架、盛土	交差点部、トンネル坑口部																																																																																																																										
8	下諏訪町東町中	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	一般国道 142 号、一般国道 20 号下諏訪岡谷バイパス	住居等	切土	交差点部、トンネル坑口部																																																																																																																										
番号	予測地点	都市計画用途地域	既存道路等	保全対象	道路構造	備考																																																																																																																										
1	諏訪市四賀 1	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定	一般国道 20 号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖四賀線	住居等	平面、盛土	交差点部																																																																																																																										
2	諏訪市四賀 2	無指定	-	住居等	高架	-																																																																																																																										
3	諏訪市四賀 3	第一種住居地域、準工業地域	一般県道諏訪茅野線、一般国道 20 号	住居等	高架	交差点部																																																																																																																										
4	諏訪市四賀 4	第一種住居地域、無指定	-	住居等	高架、盛土	トンネル坑口部																																																																																																																										
5	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	主要地方道諏訪白樺湖小諸線、市道角間新田	住居等	高架、盛土、切土	交差点部、トンネル坑口部																																																																																																																										
6	下諏訪町東高木	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	-	住居等	高架、盛土、切土	トンネル坑口部																																																																																																																										
7	下諏訪町武居南	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	町道御山山道線	住居等	高架、盛土	交差点部、トンネル坑口部																																																																																																																										
8	下諏訪町東町中	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	一般国道 142 号、一般国道 20 号下諏訪岡谷バイパス	住居等	切土	交差点部、トンネル坑口部																																																																																																																										

表 17.2-2 (2) その他、補正前の評価書からの主な修正内容

評価書の頁	補正前の評価書	評価書																																																																																																																														
P.11-2-18 表 11.2.1.12 自動車の走行に係る騒音の予測地点	【表の修正】 <table border="1" data-bbox="419 324 885 728"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>都市計画用途地域</th> <th>既存道路等</th> <th>保全対象</th> <th>道路構造</th> <th>予測高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>諏訪市西賀1</td> <td>第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>一般国道20号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖西賀線</td> <td>住居等</td> <td>平皿、盛土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>諏訪市西賀2</td> <td>無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>諏訪市西賀3</td> <td>第一種住居地域、準工業地域</td> <td>一般県道諏訪茅野線、一般国道20号</td> <td>住居等</td> <td>高架</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>諏訪市西賀4</td> <td>第一種住居地域、無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>諏訪市上諏訪</td> <td>第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、無指定</td> <td>主要地方道諏訪白糠岡小諸線、市道高岡新田線</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土、切土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>下諏訪町東高木</td> <td>第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>-</td> <td>住居、福祉施設等</td> <td>高架、盛土、切土</td> <td>1.2m、4.2m、7.2m、10.2m、13.2m、16.2m、19.2m</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>下諏訪町武居南</td> <td>第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域</td> <td>町道御射山道線</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>下諏訪町東町中</td> <td>第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定</td> <td>一般国道142号、一般国道20号下諏訪岡谷バイパス</td> <td>住居等</td> <td>切土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	都市計画用途地域	既存道路等	保全対象	道路構造	予測高さ	1	諏訪市西賀1	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定	一般国道20号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖西賀線	住居等	平皿、盛土	1.2m、4.2m	2	諏訪市西賀2	無指定	-	住居等	高架	1.2m、4.2m	3	諏訪市西賀3	第一種住居地域、準工業地域	一般県道諏訪茅野線、一般国道20号	住居等	高架	1.2m、4.2m	4	諏訪市西賀4	第一種住居地域、無指定	-	住居等	高架、盛土	1.2m、4.2m	5	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	主要地方道諏訪白糠岡小諸線、市道高岡新田線	住居等	高架、盛土、切土	1.2m、4.2m	6	下諏訪町東高木	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	-	住居、福祉施設等	高架、盛土、切土	1.2m、4.2m、7.2m、10.2m、13.2m、16.2m、19.2m	7	下諏訪町武居南	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域	町道御射山道線	住居等	高架、盛土	1.2m、4.2m	8	下諏訪町東町中	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	一般国道142号、一般国道20号下諏訪岡谷バイパス	住居等	切土	1.2m、4.2m	【表の修正】 <table border="1" data-bbox="920 324 1386 728"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>予測地点</th> <th>都市計画用途地域</th> <th>既存道路等</th> <th>保全対象</th> <th>道路構造</th> <th>予測高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>諏訪市西賀1</td> <td>第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>一般国道20号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖西賀線</td> <td>住居等</td> <td>平皿、盛土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>諏訪市西賀2</td> <td>無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>諏訪市西賀3</td> <td>第一種住居地域、準工業地域</td> <td>一般県道諏訪茅野線、一般国道20号</td> <td>住居等</td> <td>高架</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>諏訪市西賀4</td> <td>第一種住居地域、無指定</td> <td>-</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>諏訪市上諏訪</td> <td>第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、無指定</td> <td>主要地方道諏訪白糠岡小諸線、市道高岡新田線</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土、切土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>下諏訪町東高木</td> <td>第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>-</td> <td>住居、福祉施設等</td> <td>高架、盛土、切土</td> <td>1.2m、4.2m、7.2m、10.2m、13.2m、16.2m、19.2m</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>下諏訪町武居南</td> <td>第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定</td> <td>町道御射山道線</td> <td>住居等</td> <td>高架、盛土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>下諏訪町東町中</td> <td>第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定</td> <td>一般国道142号、一般国道20号下諏訪岡谷バイパス</td> <td>住居等</td> <td>切土</td> <td>1.2m、4.2m</td> </tr> </tbody> </table>	番号	予測地点	都市計画用途地域	既存道路等	保全対象	道路構造	予測高さ	1	諏訪市西賀1	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定	一般国道20号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖西賀線	住居等	平皿、盛土	1.2m、4.2m	2	諏訪市西賀2	無指定	-	住居等	高架	1.2m、4.2m	3	諏訪市西賀3	第一種住居地域、準工業地域	一般県道諏訪茅野線、一般国道20号	住居等	高架	1.2m、4.2m	4	諏訪市西賀4	第一種住居地域、無指定	-	住居等	高架、盛土	1.2m、4.2m	5	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	主要地方道諏訪白糠岡小諸線、市道高岡新田線	住居等	高架、盛土、切土	1.2m、4.2m	6	下諏訪町東高木	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	-	住居、福祉施設等	高架、盛土、切土	1.2m、4.2m、7.2m、10.2m、13.2m、16.2m、19.2m	7	下諏訪町武居南	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	町道御射山道線	住居等	高架、盛土	1.2m、4.2m	8	下諏訪町東町中	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	一般国道142号、一般国道20号下諏訪岡谷バイパス	住居等	切土	1.2m、4.2m
番号	予測地点	都市計画用途地域	既存道路等	保全対象	道路構造	予測高さ																																																																																																																										
1	諏訪市西賀1	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定	一般国道20号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖西賀線	住居等	平皿、盛土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
2	諏訪市西賀2	無指定	-	住居等	高架	1.2m、4.2m																																																																																																																										
3	諏訪市西賀3	第一種住居地域、準工業地域	一般県道諏訪茅野線、一般国道20号	住居等	高架	1.2m、4.2m																																																																																																																										
4	諏訪市西賀4	第一種住居地域、無指定	-	住居等	高架、盛土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
5	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	主要地方道諏訪白糠岡小諸線、市道高岡新田線	住居等	高架、盛土、切土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
6	下諏訪町東高木	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	-	住居、福祉施設等	高架、盛土、切土	1.2m、4.2m、7.2m、10.2m、13.2m、16.2m、19.2m																																																																																																																										
7	下諏訪町武居南	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域	町道御射山道線	住居等	高架、盛土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
8	下諏訪町東町中	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	一般国道142号、一般国道20号下諏訪岡谷バイパス	住居等	切土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
番号	予測地点	都市計画用途地域	既存道路等	保全対象	道路構造	予測高さ																																																																																																																										
1	諏訪市西賀1	第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域、無指定	一般国道20号バイパス、一般県道神宮寺諏訪線、一般県道諏訪湖西賀線	住居等	平皿、盛土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
2	諏訪市西賀2	無指定	-	住居等	高架	1.2m、4.2m																																																																																																																										
3	諏訪市西賀3	第一種住居地域、準工業地域	一般県道諏訪茅野線、一般国道20号	住居等	高架	1.2m、4.2m																																																																																																																										
4	諏訪市西賀4	第一種住居地域、無指定	-	住居等	高架、盛土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
5	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	主要地方道諏訪白糠岡小諸線、市道高岡新田線	住居等	高架、盛土、切土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
6	下諏訪町東高木	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	-	住居、福祉施設等	高架、盛土、切土	1.2m、4.2m、7.2m、10.2m、13.2m、16.2m、19.2m																																																																																																																										
7	下諏訪町武居南	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、無指定	町道御射山道線	住居等	高架、盛土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
8	下諏訪町東町中	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、無指定	一般国道142号、一般国道20号下諏訪岡谷バイパス	住居等	切土	1.2m、4.2m																																																																																																																										
P.11-2-46 表 11.2.1.18 (1) 検討結果の整理	【表の注意書きの修正】 注：環境保全措置の具体化の検討時期は、事業実施段階において、関係機関の調査結果等を活用し、騒音の状況を把握するとともに、保全すべき対象等の状況を勘案し、最新の技術指針等を踏まえて決定する。	【表の注意書きの修正】 注：環境保全措置の具体化の検討時期は、事業実施段階において、関係機関の調査結果等を活用し、騒音の状況を把握するとともに、保全すべき対象等の状況を勘案し、最新の技術指針等を踏まえて決定する。また、本事業の対象道路に敷設する排水性舗装は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間とし、敷設後においてもその機能及び効果が継続的に維持されるよう適切な管理に努める。																																																																																																																														
P.11-2-82 表 11.2.2.2 建設機械の稼働に係る騒音の調査地点	【表の修正】 <table border="1" data-bbox="419 1057 885 1218"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>調査地点</th> <th>所在地</th> <th>都市計画用途地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>赤沼公民館</td> <td>諏訪市西賀2014</td> <td>無指定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>四賀公民館</td> <td>諏訪市西賀804-3</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>桑原公民館</td> <td>諏訪市西賀784</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>尾玉田地内</td> <td>諏訪市上諏訪</td> <td>第一種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>双葉ヶ丘第2児童遊園</td> <td>諏訪市上諏訪8851-1</td> <td>無指定</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>島木赤彦住居</td> <td>下諏訪町北高木9180</td> <td>第一種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>秋宮スケートリンク</td> <td>下諏訪町小湯の上2部3584-4</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ハイム天白</td> <td>下諏訪町557-2</td> <td>第一種中高層住居専用地域</td> </tr> </tbody> </table>	番号	調査地点	所在地	都市計画用途地域	1	赤沼公民館	諏訪市西賀2014	無指定	2	四賀公民館	諏訪市西賀804-3	第一種住居地域	3	桑原公民館	諏訪市西賀784	第一種住居地域	4	尾玉田地内	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域	5	双葉ヶ丘第2児童遊園	諏訪市上諏訪8851-1	無指定	6	島木赤彦住居	下諏訪町北高木9180	第一種低層住居専用地域	7	秋宮スケートリンク	下諏訪町小湯の上2部3584-4	第一種住居地域	8	ハイム天白	下諏訪町557-2	第一種中高層住居専用地域	【表の修正】 <table border="1" data-bbox="920 1057 1386 1218"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>調査地点</th> <th>所在地</th> <th>都市計画用途地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>赤沼公民館</td> <td>諏訪市西賀2014</td> <td>無指定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>四賀公民館</td> <td>諏訪市西賀804-3</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>桑原公民館</td> <td>諏訪市西賀784</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>尾玉田地内</td> <td>諏訪市上諏訪</td> <td>第一種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>双葉ヶ丘第2児童遊園</td> <td>諏訪市上諏訪8851-1</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>島木赤彦住居</td> <td>下諏訪町北高木9180</td> <td>第一種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>秋宮スケートリンク</td> <td>下諏訪町小湯の上2部3584-4</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ハイム天白</td> <td>下諏訪町557-2</td> <td>第一種中高層住居専用地域</td> </tr> </tbody> </table>	番号	調査地点	所在地	都市計画用途地域	1	赤沼公民館	諏訪市西賀2014	無指定	2	四賀公民館	諏訪市西賀804-3	第一種住居地域	3	桑原公民館	諏訪市西賀784	第一種住居地域	4	尾玉田地内	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域	5	双葉ヶ丘第2児童遊園	諏訪市上諏訪8851-1	第一種住居地域	6	島木赤彦住居	下諏訪町北高木9180	第一種低層住居専用地域	7	秋宮スケートリンク	下諏訪町小湯の上2部3584-4	第一種住居地域	8	ハイム天白	下諏訪町557-2	第一種中高層住居専用地域																																																						
番号	調査地点	所在地	都市計画用途地域																																																																																																																													
1	赤沼公民館	諏訪市西賀2014	無指定																																																																																																																													
2	四賀公民館	諏訪市西賀804-3	第一種住居地域																																																																																																																													
3	桑原公民館	諏訪市西賀784	第一種住居地域																																																																																																																													
4	尾玉田地内	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域																																																																																																																													
5	双葉ヶ丘第2児童遊園	諏訪市上諏訪8851-1	無指定																																																																																																																													
6	島木赤彦住居	下諏訪町北高木9180	第一種低層住居専用地域																																																																																																																													
7	秋宮スケートリンク	下諏訪町小湯の上2部3584-4	第一種住居地域																																																																																																																													
8	ハイム天白	下諏訪町557-2	第一種中高層住居専用地域																																																																																																																													
番号	調査地点	所在地	都市計画用途地域																																																																																																																													
1	赤沼公民館	諏訪市西賀2014	無指定																																																																																																																													
2	四賀公民館	諏訪市西賀804-3	第一種住居地域																																																																																																																													
3	桑原公民館	諏訪市西賀784	第一種住居地域																																																																																																																													
4	尾玉田地内	諏訪市上諏訪	第一種低層住居専用地域																																																																																																																													
5	双葉ヶ丘第2児童遊園	諏訪市上諏訪8851-1	第一種住居地域																																																																																																																													
6	島木赤彦住居	下諏訪町北高木9180	第一種低層住居専用地域																																																																																																																													
7	秋宮スケートリンク	下諏訪町小湯の上2部3584-4	第一種住居地域																																																																																																																													
8	ハイム天白	下諏訪町557-2	第一種中高層住居専用地域																																																																																																																													
P.11-6-11 表 11.6.1.10 環境保全措置の検討結果の整理	【表の注意書きの修正】 注：環境保全措置の具体化の検討時期は、工事の詳細な施工計画段階とし、専門家の意見や最新の技術指針等を踏まえて決定する。	【表の注意書きの修正】 注：環境保全措置の具体化の検討時期は、工事の詳細な施工計画段階とし、専門家の意見や最新の技術指針等を踏まえて決定する。また、採用した施工方法については、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切な管理に努める。																																																																																																																														
P.11-6-38 図 11.6.2.15 実施区域及びその周辺の地質平面図	【図の修正】 -	【図の修正】 図に活断層を追加 表層地質図の記載範囲の修正																																																																																																																														
P.11-6-39 図 11.6.2.16 実施区域の地質断面及び地下水位(縦横比10:1)	(記載なし)	【図の注意書きの追加】 ※地質断層は地質境界から推定される断層。																																																																																																																														
P.11-6-60 図 11.6.2.33 実施区域、高橋の水文学的方法によるトンネル集水範囲と水道水源、酒蔵群の水源及び湧水の関係図	【図の修正】 -	【図の修正】 活断層の表示順を修正																																																																																																																														

表 17.2-2 (3) その他、補正前の評価書からの主な修正内容

評価書の頁	補正前の評価書	評価書																																
<p>P. 11-9-112 表 11.9.1.28(6) 重要な昆虫類の予測結果</p>	<p>【表の修正】</p> <table border="1" data-bbox="406 331 869 694"> <tr> <td colspan="2">フトハサミツアカメシ (ツアカメシ科)</td> </tr> <tr> <td>一般生態</td> <td>国内では、本州、四国、九州に分布します。山地のイヌサクラ、ツメクシなどのバク科植物が寄主植物として知られます。夜間に灯火に集来した記録があります。成虫は6月頃サクラなどの広葉樹上でみられます。</td> </tr> <tr> <td>確認地点</td> <td>計画路線区域 ・諏訪市大字上諏訪 1箇所 (1個体)</td> </tr> <tr> <td>確認状況</td> <td>計画路線区域周辺 ・諏訪市大字西原 1箇所 (1個体) ・諏訪市大字上諏訪 4箇所 (4個体)</td> </tr> <tr> <td>確認地点の環境</td> <td>ケヤキ・スズナ、コナラ群落、カラマツ樹林、ニセアカシア群落</td> </tr> <tr> <td>影響</td> <td>本種の主な生息環境：山地・丘陵地・谷地の樹林地 主な生息環境の改善面積：2,500m² (改善割合：0.48%)</td> </tr> <tr> <td>工事の実施による影響</td> <td>計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、工事の実施により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、工事施工ヤードは計画路線区域内を利用し、工事用道路は既存道路を転用する計画であるため土地の改変は最小限に抑えられ、また、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、夜間工事照明については周辺への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。</td> </tr> <tr> <td>道路の存在による影響</td> <td>計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、道路の存在により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、道路照明の構造については、周辺環境への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。</td> </tr> </table>	フトハサミツアカメシ (ツアカメシ科)		一般生態	国内では、本州、四国、九州に分布します。山地のイヌサクラ、ツメクシなどのバク科植物が寄主植物として知られます。夜間に灯火に集来した記録があります。成虫は6月頃サクラなどの広葉樹上でみられます。	確認地点	計画路線区域 ・諏訪市大字上諏訪 1箇所 (1個体)	確認状況	計画路線区域周辺 ・諏訪市大字西原 1箇所 (1個体) ・諏訪市大字上諏訪 4箇所 (4個体)	確認地点の環境	ケヤキ・スズナ、コナラ群落、カラマツ樹林、ニセアカシア群落	影響	本種の主な生息環境：山地・丘陵地・谷地の樹林地 主な生息環境の改善面積：2,500m ² (改善割合：0.48%)	工事の実施による影響	計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、工事の実施により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、工事施工ヤードは計画路線区域内を利用し、工事用道路は既存道路を転用する計画であるため土地の改変は最小限に抑えられ、また、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、夜間工事照明については周辺への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。	道路の存在による影響	計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、道路の存在により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、道路照明の構造については、周辺環境への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。	<p>【表の修正】</p> <table border="1" data-bbox="911 331 1374 694"> <tr> <td colspan="2">フトハサミツアカメシ (ツアカメシ科)</td> </tr> <tr> <td>一般生態</td> <td>国内では、本州、四国、九州に分布します。山地のイヌサクラ、ツメクシなどのバク科植物が寄主植物として知られます。夜間に灯火に集来した記録があります。成虫は6月頃サクラなどの広葉樹上でみられます。</td> </tr> <tr> <td>確認地点</td> <td>計画路線区域 ・諏訪市大字上諏訪 1箇所 (早春1個体)</td> </tr> <tr> <td>確認状況</td> <td>計画路線区域周辺 ・諏訪市大字西原 1箇所 (春季1個体) ・諏訪市大字上諏訪 4箇所 (早春1個体、春季2個体、夏季1個体)</td> </tr> <tr> <td>確認地点の環境</td> <td>ケヤキ・スズナ、コナラ群落、カラマツ樹林、ニセアカシア群落</td> </tr> <tr> <td>影響</td> <td>本種の主な生息環境：山地・丘陵地・谷地の樹林地 主な生息環境の改善面積：2,500m² (改善割合：0.48%)</td> </tr> <tr> <td>工事の実施による影響</td> <td>計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、工事の実施により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、工事施工ヤードは計画路線区域内を利用し、工事用道路は既存道路を転用する計画であるため土地の改変は最小限に抑えられ、また、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、夜間工事照明については周辺への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。</td> </tr> <tr> <td>道路の存在による影響</td> <td>計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、道路の存在により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、道路照明の構造については、周辺環境への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。</td> </tr> </table>	フトハサミツアカメシ (ツアカメシ科)		一般生態	国内では、本州、四国、九州に分布します。山地のイヌサクラ、ツメクシなどのバク科植物が寄主植物として知られます。夜間に灯火に集来した記録があります。成虫は6月頃サクラなどの広葉樹上でみられます。	確認地点	計画路線区域 ・諏訪市大字上諏訪 1箇所 (早春1個体)	確認状況	計画路線区域周辺 ・諏訪市大字西原 1箇所 (春季1個体) ・諏訪市大字上諏訪 4箇所 (早春1個体、春季2個体、夏季1個体)	確認地点の環境	ケヤキ・スズナ、コナラ群落、カラマツ樹林、ニセアカシア群落	影響	本種の主な生息環境：山地・丘陵地・谷地の樹林地 主な生息環境の改善面積：2,500m ² (改善割合：0.48%)	工事の実施による影響	計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、工事の実施により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、工事施工ヤードは計画路線区域内を利用し、工事用道路は既存道路を転用する計画であるため土地の改変は最小限に抑えられ、また、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、夜間工事照明については周辺への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。	道路の存在による影響	計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、道路の存在により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、道路照明の構造については、周辺環境への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。
フトハサミツアカメシ (ツアカメシ科)																																		
一般生態	国内では、本州、四国、九州に分布します。山地のイヌサクラ、ツメクシなどのバク科植物が寄主植物として知られます。夜間に灯火に集来した記録があります。成虫は6月頃サクラなどの広葉樹上でみられます。																																	
確認地点	計画路線区域 ・諏訪市大字上諏訪 1箇所 (1個体)																																	
確認状況	計画路線区域周辺 ・諏訪市大字西原 1箇所 (1個体) ・諏訪市大字上諏訪 4箇所 (4個体)																																	
確認地点の環境	ケヤキ・スズナ、コナラ群落、カラマツ樹林、ニセアカシア群落																																	
影響	本種の主な生息環境：山地・丘陵地・谷地の樹林地 主な生息環境の改善面積：2,500m ² (改善割合：0.48%)																																	
工事の実施による影響	計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、工事の実施により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、工事施工ヤードは計画路線区域内を利用し、工事用道路は既存道路を転用する計画であるため土地の改変は最小限に抑えられ、また、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、夜間工事照明については周辺への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。																																	
道路の存在による影響	計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、道路の存在により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、道路照明の構造については、周辺環境への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。																																	
フトハサミツアカメシ (ツアカメシ科)																																		
一般生態	国内では、本州、四国、九州に分布します。山地のイヌサクラ、ツメクシなどのバク科植物が寄主植物として知られます。夜間に灯火に集来した記録があります。成虫は6月頃サクラなどの広葉樹上でみられます。																																	
確認地点	計画路線区域 ・諏訪市大字上諏訪 1箇所 (早春1個体)																																	
確認状況	計画路線区域周辺 ・諏訪市大字西原 1箇所 (春季1個体) ・諏訪市大字上諏訪 4箇所 (早春1個体、春季2個体、夏季1個体)																																	
確認地点の環境	ケヤキ・スズナ、コナラ群落、カラマツ樹林、ニセアカシア群落																																	
影響	本種の主な生息環境：山地・丘陵地・谷地の樹林地 主な生息環境の改善面積：2,500m ² (改善割合：0.48%)																																	
工事の実施による影響	計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、工事の実施により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、工事施工ヤードは計画路線区域内を利用し、工事用道路は既存道路を転用する計画であるため土地の改変は最小限に抑えられ、また、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、夜間工事照明については周辺への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。																																	
道路の存在による影響	計画路線区域の地表部には本種の主な生息環境が存在し、道路の存在により一部の生息環境が消失・縮小しますが、本種の主な生息環境である樹林地の大部分はトンネル構造で通過するとともに、周辺には同様の環境が広く分布しています。 また、本種は光に誘引される生態を持ちますが、道路照明の構造については、周辺環境への影響に配慮することから、生息環境の質的変化はほとんど生じないと考えられます。 よって、本種の生息環境は保全されると予測されます。																																	
<p>P. 11-9-134 表 11.9.1.31(5) 環境保全措置の検討結果の整理</p>	<p>【表の注意書きの修正】</p> <p>注：環境保全措置の具体化の検討時期は、工事の詳細な施工計画段階とし、専門家の意見や最新の技術指針等を踏まえて決定する。</p>	<p>【表の注意書きの修正】</p> <p>注：環境保全措置の具体化の検討時期は、工事の詳細な施工計画段階とし、専門家の意見や最新の技術指針等を踏まえて決定する。また、採用した施工方法については、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切な管理に努める。</p>																																
<p>P. 11-11-63 表 11.11.1.13(5) 環境保全措置の検討結果の整理</p>	<p>【表の注意書きの修正】</p> <p>注：環境保全措置の具体化の検討時期は、工事の詳細な施工計画段階とし、専門家の意見や最新の技術指針等を踏まえて決定する。</p>	<p>【表の注意書きの修正】</p> <p>注：環境保全措置の具体化の検討時期は、工事の詳細な施工計画段階とし、専門家の意見や最新の技術指針等を踏まえて決定する。また、採用した施工方法については、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切な管理に努める。</p>																																
<p>P. 11-12-8 図 11.12.1.2 景観の調査地点位置図</p>	<p>【図の修正】</p> <p>—</p>	<p>【図の修正】</p> <p>景観資源の凡例の追加</p>																																
<p>P. 11-13-47 表 11.13.1.6 (8) 予測結果 (8霧ヶ峰 & 史跡コース (①桑原城址コース))</p>	<p>【表の修正】</p> <table border="1" data-bbox="406 1196 869 1590"> <tr> <td colspan="2">予測項目</td> <td>予測結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路の存在</td> <td>利用性の変化</td> <td>散策の主な利用は、市街地、山地のルートを中心としたものであり、計画路線によるルートの改変はなく、計画路線とルートが交差する橋梁の下には歩行者が通行できる空間が確保されるため、散策の利用に支障は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。</td> </tr> <tr> <td>到達時間・距離の変化</td> <td>計画路線により改変される既存道路に対しては近接し付け替え道路を整備するため、アクセスルートは分断されません。また、計画路線の利用による触れ合いの活動場への到達時間の短縮が見込まれます。よって、到達時間・距離の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。</td> </tr> <tr> <td>快適性の変化</td> <td>触れ合いの活動の場は、計画路線と交差し、計画路線 (橋梁部) が近接して確認されますが、計画路線が視認される範囲はルート上のごく一部です。また、法面は可能な限り緑化を行い、構造物・道路付属物の検討にあたっては、周辺景観との調和や、地域住民に配慮します。よって、快適性の変化による影響は低減されると予測されます。</td> </tr> <tr> <td>工事の実施</td> <td>散策の主な利用は、市街地及び山地のルートを中心としたものであり、工事の実施によるルートの改変はないため、散策の利用に支障は生じません。また、工事の実施により、一時的な通行規制が生じる場合は必要に応じて迂回路の確保等を行うため、触れ合いの活動の場及びアクセスルートの分断は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。</td> </tr> </table> 	予測項目		予測結果	道路の存在	利用性の変化	散策の主な利用は、市街地、山地のルートを中心としたものであり、計画路線によるルートの改変はなく、計画路線とルートが交差する橋梁の下には歩行者が通行できる空間が確保されるため、散策の利用に支障は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。	到達時間・距離の変化	計画路線により改変される既存道路に対しては近接し付け替え道路を整備するため、アクセスルートは分断されません。また、計画路線の利用による触れ合いの活動場への到達時間の短縮が見込まれます。よって、到達時間・距離の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。	快適性の変化	触れ合いの活動の場は、計画路線と交差し、計画路線 (橋梁部) が近接して確認されますが、計画路線が視認される範囲はルート上のごく一部です。また、法面は可能な限り緑化を行い、構造物・道路付属物の検討にあたっては、周辺景観との調和や、地域住民に配慮します。よって、快適性の変化による影響は低減されると予測されます。	工事の実施	散策の主な利用は、市街地及び山地のルートを中心としたものであり、工事の実施によるルートの改変はないため、散策の利用に支障は生じません。また、工事の実施により、一時的な通行規制が生じる場合は必要に応じて迂回路の確保等を行うため、触れ合いの活動の場及びアクセスルートの分断は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。	<p>【表の修正】</p> <table border="1" data-bbox="911 1196 1374 1590"> <tr> <td colspan="2">予測項目</td> <td>予測結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路の存在</td> <td>利用性の変化</td> <td>散策の主な利用は、市街地、山地のルートを中心としたものであり、計画路線によるルートの改変はなく、計画路線とルートが交差する橋梁の下には歩行者が通行できる空間が確保されるため、散策の利用に支障は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。</td> </tr> <tr> <td>到達時間・距離の変化</td> <td>計画路線により改変される既存道路に対しては近接し付け替え道路を整備するため、アクセスルートは分断されません。また、計画路線の利用による触れ合いの活動場への到達時間の短縮が見込まれます。よって、到達時間・距離の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。</td> </tr> <tr> <td>快適性の変化</td> <td>触れ合いの活動の場は、計画路線と交差し、計画路線 (橋梁部) が近接して確認されますが、計画路線が視認される範囲はルート上のごく一部です。また、法面は可能な限り緑化を行い、構造物・道路付属物の検討にあたっては、周辺景観との調和や、地域住民に配慮します。よって、快適性の変化による影響は低減されると予測されます。</td> </tr> <tr> <td>工事の実施</td> <td>散策の主な利用は、市街地及び山地のルートを中心としたものであり、工事の実施によるルートの改変はないため、散策の利用に支障は生じません。また、工事の実施により、一時的な通行規制が生じる場合は必要に応じて迂回路の確保等を行うため、触れ合いの活動の場及びアクセスルートの分断は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。</td> </tr> </table> 	予測項目		予測結果	道路の存在	利用性の変化	散策の主な利用は、市街地、山地のルートを中心としたものであり、計画路線によるルートの改変はなく、計画路線とルートが交差する橋梁の下には歩行者が通行できる空間が確保されるため、散策の利用に支障は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。	到達時間・距離の変化	計画路線により改変される既存道路に対しては近接し付け替え道路を整備するため、アクセスルートは分断されません。また、計画路線の利用による触れ合いの活動場への到達時間の短縮が見込まれます。よって、到達時間・距離の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。	快適性の変化	触れ合いの活動の場は、計画路線と交差し、計画路線 (橋梁部) が近接して確認されますが、計画路線が視認される範囲はルート上のごく一部です。また、法面は可能な限り緑化を行い、構造物・道路付属物の検討にあたっては、周辺景観との調和や、地域住民に配慮します。よって、快適性の変化による影響は低減されると予測されます。	工事の実施	散策の主な利用は、市街地及び山地のルートを中心としたものであり、工事の実施によるルートの改変はないため、散策の利用に支障は生じません。また、工事の実施により、一時的な通行規制が生じる場合は必要に応じて迂回路の確保等を行うため、触れ合いの活動の場及びアクセスルートの分断は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。								
予測項目		予測結果																																
道路の存在	利用性の変化	散策の主な利用は、市街地、山地のルートを中心としたものであり、計画路線によるルートの改変はなく、計画路線とルートが交差する橋梁の下には歩行者が通行できる空間が確保されるため、散策の利用に支障は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。																																
	到達時間・距離の変化	計画路線により改変される既存道路に対しては近接し付け替え道路を整備するため、アクセスルートは分断されません。また、計画路線の利用による触れ合いの活動場への到達時間の短縮が見込まれます。よって、到達時間・距離の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。																																
	快適性の変化	触れ合いの活動の場は、計画路線と交差し、計画路線 (橋梁部) が近接して確認されますが、計画路線が視認される範囲はルート上のごく一部です。また、法面は可能な限り緑化を行い、構造物・道路付属物の検討にあたっては、周辺景観との調和や、地域住民に配慮します。よって、快適性の変化による影響は低減されると予測されます。																																
工事の実施	散策の主な利用は、市街地及び山地のルートを中心としたものであり、工事の実施によるルートの改変はないため、散策の利用に支障は生じません。また、工事の実施により、一時的な通行規制が生じる場合は必要に応じて迂回路の確保等を行うため、触れ合いの活動の場及びアクセスルートの分断は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。																																	
予測項目		予測結果																																
道路の存在	利用性の変化	散策の主な利用は、市街地、山地のルートを中心としたものであり、計画路線によるルートの改変はなく、計画路線とルートが交差する橋梁の下には歩行者が通行できる空間が確保されるため、散策の利用に支障は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。																																
	到達時間・距離の変化	計画路線により改変される既存道路に対しては近接し付け替え道路を整備するため、アクセスルートは分断されません。また、計画路線の利用による触れ合いの活動場への到達時間の短縮が見込まれます。よって、到達時間・距離の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。																																
	快適性の変化	触れ合いの活動の場は、計画路線と交差し、計画路線 (橋梁部) が近接して確認されますが、計画路線が視認される範囲はルート上のごく一部です。また、法面は可能な限り緑化を行い、構造物・道路付属物の検討にあたっては、周辺景観との調和や、地域住民に配慮します。よって、快適性の変化による影響は低減されると予測されます。																																
工事の実施	散策の主な利用は、市街地及び山地のルートを中心としたものであり、工事の実施によるルートの改変はないため、散策の利用に支障は生じません。また、工事の実施により、一時的な通行規制が生じる場合は必要に応じて迂回路の確保等を行うため、触れ合いの活動の場及びアクセスルートの分断は生じません。よって、利用性の変化による影響が生じる可能性は低いと予測されます。																																	
<p>資料編 P1.1-17 図 1.1.9 断層帯の位置</p>	<p>【図の修正】</p> <p>—</p>	<p>【図の修正】</p> <p>活断層の着色の修正</p>																																